

橘 守部の神典研究

『稜威道別』の文献批判研究

野 口 武 司

一

橘守部は幽冥・談辞両説を骨格とする神秘五箇条なる神典解釈上の法則を考案し、この鍵鑰を提げて神典を縦横無尽に解析し、一種獨家の所説を展開した国学者として令名高い。その成果は、天保十三年の著『稜威道別』十二卷杯に如何なく顕現發揮されている。同書は「昔よりたえてさせぬ神秘口訣を本として、一章毎に其段の古意奥旨を惜まず説あかし（61）（数字は、新訂増補橘守部全集（東京美術出版・昭和四十一年九月刊）第一『稜威道別』の頁数を示す。以下同様。）」たもので、長崎は諏訪神社大宮司青木永章をして「彼處狭漢風も、又表裏に違へるふしぐも、五百箇集の白珠を、一緒に貫如、清くまつぶさに釋統て、逸き神世の古辭を、今の現に見るが如く聽が如くに、論し出られたる、（3）」云々と言わしめた如く、個々の語釈に就いては固より、各章段毎の大意・大旨・総意を誌す条に於いても亦、頗る名論卓説が多見される。その説く攸、「神代の古傳は、皇朝廷のみの私物にはあらず。廣く天の下の語り傳へなりき。そのはじめは、神代の時に神より神に傳へ坐て國につたはり、國に傳はりてのち、人の代の始より廣くおしなべたる語り傳へとなりしなり。さて然か押竝たる語り傳へのおのづからに天皇尊の御系譜の如なりけるも、天下擧て天神の御系統を尊重戴き、慕ひ奉り來し徴にして古傳説の正實く私なき明證

なりけり。(29、30)」との思考を根基とするが故に、例えば、「五柱神者別天神」を釈して「最初の五神五代の間は、ともく遠久しく隔て、神代の中にも又一の神世にもあり、又然か久しく隔れば何事の状も異りけむ中に、此五神は專天の事を量らせ給へば、未大御魂のみにして、御形體は座々ず。(註略) 次七代神たちは、國土の事を計らせ給へば、國の成足ひゆくに従て、漸々に御形體の満備はり行坐る、是則天無形れば其神も又無御形地爲形ば其神等も亦爲形給ふ自然の理なり。故此に別天神とは分ちたる、是神代よりの正しき傳也。(70)」、或いは、日向國のみ建日向日豊久士比泥別と殊に恭々しく長く称えることに就いて、「皇祖の國なる故に、則其御子等の中に、御位に即せ給へる、太子尊の尊稱めかしたるなり。是はやく皇祖神の、日向國に大座々ける間よりの舊辭なる故に、取わき其國を崇め稱せる一の證となすべきものにぞある。(36、37)」、更に或いは、大八洲の國々に就いて、「東國の事は一もいはず。たゞ西方の八箇嶋に配當たるは、はやく日向にての舊辭なり。(89)」、杯と謂つた各々の発言も可能となるのである。之は「抑此國土は天地最初に、高皇產靈尊の作初坐し事」に関して「顯宗紀云『三年春二月。阿閉臣事代。銜命出使于任那。於是月神著人謂之曰。我祖高皇產靈。有預鎔造天地之功。宜以民地奉。我月神。若依請獻我當福慶。事代由是還京具奏。奉以歌荒櫟田。(註略)』云云。夏四月日神著人。謂阿閉臣事代。曰以磐余田獻我祖高皇產靈。事代便奏。依神乞獻田十四町云云」とある、是天地の初發に、此國土をも既に太祖大神たちの作そめ坐て、其修覆を七代神等に命じ給ふ慥かなる明證也。(註略)殊に此は日月神の御親告させ給ふ御詞なれば、人のかにかく誣べきにあらず。(84)」と陳べている攸杯からも知られるように、神典の伝える古伝神話をそのまゝ史実と觀、之に後人が生賢しき批判を加えるべきではないとする確乎たる信念に基づき解釈なのである。仍つて茲には、正しく「吾神典の學びは、偏に忠誠の情より出て、敬神の信の致すわざなりければ、君を想ひ神を信ずる心薄くしては、未遂果す事あたは(59)」ざる醇乎たる神典信奉の態度が瞭然と示されていると言へる。而して、斯様な信念と態度とを根底に据えてこそ、始め

て幽冥界は顕露界に於ける諸事物、諸現象の一切を支配する畏敬すべき崇高な世界なりとする、幽の顕に対する絶対的優位・優越の關係と、これを前提とし、或いは表裏一体を為すものとして、天に座す神は言うに及ばず、黄泉に坐す神にも嚴肅性、即ち神々しい御稜威を徹底した形で認めうるのである。更に、こうした神觀を含めた神道教理乃至哲学思想は、嘗て本居宣長が、①、皇産靈二神の万有を生成する「靈異」^{クシヒ}なる「神靈」^{ミタマ}の「産巢」^{ミムスヒ}に資り、国土、万物、神、等が生成されたこと。②、岐美二神が相分かれて各々顕露と幽冥（黄泉）の両界を「所治食」^{シロシメ}し、又、その御子たる天照大神と須佐之男大神に於いても、更には、それら二神の御子孫に於いても、各々そうした關係が認められること。③、その岐美二神以降に於いては、幽冥顕露両界の間に「種々」^{クサグサ}の事皆、顯と幽と相變りて幽より顯を助け成就」すと謂う奇々靈妙なる關係が認められること、の三事項を個々別々に指摘し得たに止まったところを、各々有機的に關係づけて融和し、渾然一体化することに依って始めて形成せられたものであることに就いて、嘗て稿者は指摘したことがある

（拙文「橋守部の進化的世界」
「觀」^{クシヒ}「神道学」第八十九号）。

そこで、本稿では、件の旧稿で関説しえなかった事柄中、取り分け、既述の如き守部の神典解釈の法則や、神典解釈を通じて導き出された教理思想に就いてでなく、そうした言わば、觀念的所産としての教理思想の形成基盤を為す攸の、同書所見の文献批判研究のあり方・あり様に就いて聊か検討を加えてみようと思う。

二

『稜威道別』^{以下、『道別』と略称する。}は、神代紀（卷一・二）と神武紀（卷三）の全文（但し、神代紀の歌謡本文のみは『稜威言別』に譲り省略されている。）を掲げて、

その訓みを示すと共に、本文の章句・語辞に注釈を施したものであること周知の通りである。茲では、その注釈条に於いて、本文校訂に関わることを指摘すると共に、実際、それを試みている条（A条）と、本文校訂に関わることを指摘し乍らも、それを試みていない条（B条）とに分ちて、同書の文献批判研究のあり方・あり様を具体的に論明してみよ

うと思う。

先ず、以下に試みる論述の資として、又、『日本書紀』の本文校訂の参考資料として、煩を厭わずに、それらA B兩条に関わる本文並びに注釈を必要範囲内に掲記することから始めよう（A B兩条の各々の本文の末尾と注釈の文頭に、所属章段名と同書の頁数とを以て各々の所在個処を示すと共に、『日本書紀』の本文校訂の参考に供すべく、同書本文の文字乃至語辞と、新訂増補国史大系本『日本書紀』本文のそれとに相異なる場合〔傍線付加部〕にのみ、同書本文中に「」を以て同大系本の文字乃至語辞をゴチック体で表記し、併せて、各条に就いての同大系本所載頭注を④として記すこととした。尚、本稿に於ける『道別』本文は、全て先記した新訂増補橋 守部全集本〔東京美術発行〕昭和四十二年刊〕に拠るものである。）。

三

A、本文校訂を試みている条

(1)、及^テ其清陽者^{ナルニ}。薄靡^{シテ}而爲^リ天^ト。重濁者^{ナル}淹滯^{シテ}而爲^リ地^ト。精妙^ノ之合搏^{ハク}易。重濁^ノ之凝竭^ハ〔場〕難^シ。〔神代七代章本書〕

。62清陽者^{ナル}以下三十六字、淮南子天文訓、但文字少異り。淹作^レ凝精作^レ清搏作^レ專、場作^レ竭。搏は字書に、專と同義とす。搏音團、掎聚也、場は爾波とよむ。竭は都久とよむ。一本に作^レ場。字書に竭以^レ土障^レ水也と有^リ。今按に、淮南子作^レ竭是なり。古本に隨ふべし。

④場、恐當據乾本阪本玉本島本及類史作場、集解作竭

(2)、于^ソ時天地之中^ニ生^ニ一物^ニ狀如葦禾^ノ〔牙〕。便化^ニ爲神^ト。號國常立尊。〔同右〕

。64狀如^シ葦禾^ニ云云^ノ今世の本には、押竝^テて葦牙と書る、此はいと久しき時よりの謬と見えて、改め難きが如くなれど、猶見過しがたき説あり。薩摩曾槃が國史草木攷卷一^ニ初葉阿部^ノ部^ニ云「大伴忠男云、記一本に、穗字の傍を省て禾と書たるを、新牙の萌出る事と心得て、禾を牙の誤として改め、終に刀筆せし也云云」また同^{十四葉}四言^下あしかび條^下云「阿斯訶

備は、葦穎アシカヒにて禾穗ウマシアシカヒなり。可美葦穎ウマシアシカヒとは、高祖神の火徳を尊びて申すなり。紀の葦牙、古本には葦穂と有しを、好事の者、記の一本に、穂の傍を畧て禾と書たると、萌騰とあるとを見て、萌牙の事と心得て刀筆せし也。萌騰の字は燃上の意にて、火氣の騰るを譬へたり云云」又別録、卷尾追加云「葦禾の事、一本の古本のみにても未慥かならぬ心持せしを、南都の古院に紀の殘闕、金泥紺紙の古筆僅に二三紙を藏む。寧樂人の筆にして、其書甚高雅也。幸に葦穂條なるを、既に皆葦禾とあり。(又今カ)今又本に如葦牙抽出ノスケイブルガとあるも、如葦禾抽出ノスケノボルガに作り、一書の如葦牙之初オヒソムルガ生泥中ニとあるも、如葦禾亂上ノテルガ風中ニに作りたり。然れば穂を省て禾と書しは、既に寧樂朝よりの事なりしかど、其後前後刀筆せし事、是にて明か也。此外にも今本とは異なる事多かり。皆家本に校合しつ。巴上會と云る是也。右説の内、名義を葦穎アシカヒとせる、清濁違ひていかゞなり。今按に、此は即蘆花也。萬葉十一ハナクハシアン花細葦、又二十十八、廿六、三安之我知流難十、卅四葉等波と多くよみたるも、皆花の散チルことなり。又中昔歌に、雪とちるとも、葦の穂綿ともよみたり。實に此等の歌の如く、風に吹れて空に騰る物なれば、即次一書に如葦禾亂上テルガ風中ニといひ、又下文に浮雲とも譬へたるにこそ。抑御國は、上代豐葦原ときへ名に負るほどなりければ、國之盡ハタテに葦多くして、誰も恆に此蘆花の空に騰るを見馴レけむ故に、譬へにも取れるならん。名義は、葦枯穂アシガレホの省りたるにや。枯の禮は自省れる言、煩は備に通へり。さて然か此物の多かりし世には、其穂綿を阿ア之加備シカヒと稱ヘて、衣衾の中綿に入テて、愛メテむ物なりしから、花細ハナクハシとは稱ヘしにや。彼雪とちるとはよみたれど、葦穂はきたなく枯ヘて、花細ハナクハシなど云べきものにあらねば也。今世に蒲團と書てふとんと云物も、本は其名の如く蒲カマの穂綿を入レしなどに准ふべし。彼莢ノアシノメは倭名鈔にも、阿之豆乃アシツノ、古歌にも角ぐむとよみて、筍の小が角の形したれば云其形も目につくほどの物にもあらず。殊に燃騰る物の比ナメラひには、いと似げなくぞ見えたる。さてはやく寧樂朝ナラシより穂字の傍を省けりし事は、御代々ヘヤクの皇祖尊號を憚オクてにやあらん。尊號を除る例は既孝徳紀に見えたり。

⑨ 所見なし

(3)、亦曰葉木國野尊。亦曰貝〔見〕野尊。葉木國、此云三。〔同章第一ノ一書〕

。77 豐國主尊、以下皆上の豊雲野神の一名也。國は組の轉音、香節野の加夫も、久牟の通音。浮經野は浮沼、買は加美にて、是も組の轉音、齧も又同じ。葉木國は生組、貝野は加美沼にて、是も沼の組結意なる事、上の豊買の買に同じ。今本等に見野とある見は、貝を謬れるなり。見野にては語をなさず。

④見野、此上或當據玉本補國字、稜威道別作貝野

(4)、于時國中 生レ物。狀ニ如 葦禾抽上〔牙之抽出〕也。因レ此有ニ化生之神。號可美葦禾〔牙〕彦舅尊。〔同章第二ノ一書〕

。77 如ニ葦禾抽上二也」今本に如ニ葦牙之抽出二也とあるも、久しき時よりの事と見ゆれど、曾槃が本に隨ふこと上に云つ。其他も皆上に出たれば此には漏せり。

④所見なし

(5)、其中生ニ一物。如ニ 葦禾亂上風〔牙之初生涯〕中二也。便化ニ爲神〔ナシ〕人。號國常立尊。〔同章第五ノ一書〕

。78 如ニ葦禾云云二」今本に、如ニ葦牙之初生ニ渥中二とある、此事も既に云つ。

④所見なし

(6)、便化ニ爲神〔ナシ〕人。號國常立尊。〔同右〕

。79 化ニ爲神人二」今本に化ニ爲人一とあるは、人の上に神字を脱したる也。かゝる事恆あれど、一々にも得ことわらず。是を難じたるは善本を見ざるあやまち也。

④人、山蔭云此上脱神字

(7)、有物若葦禾〔牙〕。上ニ〔生〕於空中。〔同章第六ノ一書〕

。79 上_ニ於空中_ニ今本に、上を生に作れるは、彼_レ新芽の事と心得たる者の所爲_{ナリ}なり。是も既に云つ。

⑧ 所見なし

(8)、次可美葦_ニ禾_{カヒ}〔牙〕彦_{ヒコ}尊。又曰〔ナシ〕有物若浮膏_{ウキアブラノゴトキモ}。〔同右〕

。79 又曰、有_レ物_ニ云_ニ今本に曰_レ字を脱せり。此は一書中の又一説にして、同時に天常立尊と國常立尊と、此二物に因て顯出_{アレ}たまふと云にはあらず。其は天常立尊は、五代の別天神、國常立尊は七代神に坐て、其間年序の隔ありし事上に云が如し。されば此又曰は、本一の一書なりつるが、省き約て書加へ置けんをそのまゝ引れたるなり。

⑨ 又、此下集解補曰字、通釋云據荒木田經雅本可補曰字

(9)、亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾〔ナシ〕忌_{ユカシ}檀城根〔ナシ〕尊。亦曰青檀城根尊。亦曰吾屋檀城根〔ナシ〕尊。〔神代七代章

本書〕

。80 吾忌_{アユカシ}檀城根尊_{キネ}今本、吾を脱して忌_{イミ}と訓たるは非也。類聚國史に吾忌とあり。阿由_{アユ}と訓べし。阿夜_{アヤ}、阿由_{アユ}、柯志_{カシ}許_コ、柯志_{カシ}伎_キ皆通音、青檀城根_{アオカシキネ}は、次の一書に据_{ヨレ}ば、沫蕩_コ尊の一名なり。此は混入たるにこそ、かくて此傳_ヘにては又角_{カク}杙_{マキ}、活杙_{カクマキ}二神を除きたり。いぶかしき事也。

⑩ 忌、此上類史石本有吾字、通釋從之 根に關しては所見なし

(10)、伊弉諾尊。伊弉冉尊〔ナシ〕。此二神 青檀城根尊之子也。〔同章第一ノ一書〕

。80 此二神今本此上に、伊弉諾尊、伊弉冉尊の八字を脱せり。故此一書は、上の分註也と云説あるなり。今古本を以て補ふ。二の一書類したれば、本より分註にはあらず。

⑪ 一書云々、山蔭云上文細注、次一書云々亦同

(11)、男女耦坐〔生〕之神。先有泥土煮尊。〔神代七代章第一ノ一書〕

。82 耦坐」此坐字を今本に生に作るは謬也。右の二神、何れも男女耦ヒて産れ給ふには非ず。別に生ア給ひたるが、男躰と女躰と耦ひ給ふ也。上の生ニ伊弉諾尊とある下に女神を記サざる類ひ以て知べし。荷田御風云、此一段上の一書下に入べし。傳寫の人の誤れる也と云り。さる事ならん。

⑩ 所見なし

(12)、ニフクヒト 檝此云久比。〔檝也〕。〔同右〕

。82 檝此云云」今本檝也とあるは、原は檝也。此云久比とありけむを、互に脱オしゝなるべし。下にも瓊玉也。此云フ努とある同例なり。

⑪ 檝也、集解云私記攬入、丹本傍注之カ反巨月反、北本无也字、通釋此下據山蔭所引一本補此云久比四字

(13)、ミアヒタマヒテ 二神合爲夫婦。先以淡洲シテ〔淡路洲・淡洲〕爲胞生エト玉淡路洲ヲ〔大八洲生成章第六ノ一書〕

。95 以淡洲爲胞」今本に、以淡路洲淡洲とあるは謬れり。以テ舊事本紀改之。舊事紀も。今本は誤たれど、校合して得タレ之。

⑫ 淡洲、玉本丹本及類史元々集瓦、巫本朱抹、或衍、山蔭云恐當作先以淡洲爲胞生淡路洲

(14)、ノチニハ 後則伊弉冉〔冊〕尊亦自來ミ、ツカラオヒキマシヌ追ル。今世人夜忌ルイミ一片之火ヒラ。又夜忌ルイムハ擲ヲ櫛此其緣也コレソコトノモトナル〔六行前の膿沸虫流の下にあり〕。〔四神出生章第六ノ一書〕

。120 虫流」(上略)今本此處に、忌ニ一片之火ニ云云の、文あるは亂れたる也。古本には七行の末、亦自來追下に出たり。必ず其處に有べきなり。

⑬ 今世以下十八字、山蔭云恐後人所加而一本此文在投湯津爪櫛下、丹本今字上有忽字而无夜忌一片之火又七字 件の十八字の位置についての所見なし

(15)、或所謂泉津平坂者不復別有處所。但臨死氣絕之後〔際〕是之謂歟。〔同右〕

124 所謂泉津平坂者云云。此を後人のさかしらと云なす説は、己が惑ひを覆はんとて也。上文に、世人或有雙生者象レ此也。また處々小嶋皆是潮沫凝成者矣。また是時天地相去未遠、など云る類にして、そのかみ兒童に語り聞する人の自註にして、いはゆる冊子地の詞なるをや。猶次々の文にも此類いと多かるを、唯是のみを難ぜるは、黄泉を地下とせし説の立ずなるを以てなり。舊事本紀云、凡厥所謂泉津平坂者云云。下同 一本云、上云云、氣絶之後謂斯之歟。謂出雲國伊賦夜坂者。唯辭耳とある、是を以て彼醉は醒しつべし。又此文に依に、此紀今本等に氣絶之際とある際字は、後の誤なる事しられたり。

⑨ 所見なし

(16)、時伊奘〔辨〕諾尊。乃投其杖曰自此以還雷不敢來。是謂岐神。〔此本號曰來名戸之祖神焉。〕所謂八雷者。〔同章第九ノ一書〕

137 是謂岐神。今本に、此本號曰來名戸之祖神。とあるは、後人の書入也。

⑩ 是、玉本无 此本云々については所見なし

(17)、次掃之神號。泉津事解之男。凡二神矣。且〔ナシ〕及其與妹相鬪於泉平坂也。〔同章第十ノ一書〕

141 且及云云。今本どもには、此且字を脱せり。今古本以て補之。

⑪ 及、丹本作乃 且については所見なし

(18)、時泉守道者白云。有言矣。曰吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則當下留此國護上〔ナシ〕。不可共去。〔同右〕

142 吾則當下留此國護上不可共去。此文は、此時男神ひたぶるに歸りてよと詔ふに、女神答へて、吾は唯此幽冥に

留りて、陰より神量り、今よりは天、地、黄泉の大君を顯生奉らん。此大事ある故に、汝尊いかに詔ふとも、吾は歸じと白給ふなり。是則上の一書に共生日神とある、古傳の本義なるぞかし。然るに昔より此意を得ざるから、讀とだにも能はずしてつひに護字をさへに漏したり。今古本に據て補へり。なほ舊事本紀を考るに、是も印本は、紀今本の如し。校本云、時泉守道者云云、吾則當留此國不レ可共還去とあり。書紀も本は然かありけんかし。

⑨所見なし

(19)、陰生麥及大豆小豆。天熊大〔ナシ〕人悉取持去而奉進之。〔同章第十一ノ一書〕

148天熊大人」熊は熊野の熊と同じく、幽冥の意也。此は密使の旨を主領給ふよし也。今本に天熊人とあるは、大字を落したる也。下卷に大背飯三熊大人とあるも密使なり。

⑩天熊人、山蔭所引一本作天熊大人四字、舊紀作天熊人命四字

(20)、素戔嗚尊。春則填渠毀畔。又秋穀已成則。巨以絡繩。〔寶鏡開始章第二ノ一書〕

196巨以絡繩。巨字、今本には冒に作れり。纂疏云、巨以絡繩。謂巨田以繩蓋奪他人之田以爲我田也と云るが如し。駿河風土記、所謂注連田と云るも奪ふ由なり。相似たり。

⑪冒、熱本阪本島本所冒、勅板及釋紀作冒、即同字、纂疏環抄集解通釋作巨

(21)、逐之。此云夜〔波〕羅賦。〔同右〕

198波羅賦」此波は夜を寫し誤りたる也。さて如此異同はあれど、此一書等は皆省て記せれば、大意は何れも本文に准て心得べし。

⑫波、山蔭云恐夜字

(22)、上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒石〔己〕凝戸邊所作八咫鏡。〔同章第三ノ一書〕

。200 石凝戸邊「戸邊姥と通ふ事既に出。流布本には、石字を己に作れる、其も訓ぬにはあらざれど、今は古本に隨へり。

④己疑、原己作己、今從吉本巫本及纂疏紀略、上文作石凝、類史作拔一字、今暫仍舊

(23)、瓊響〔ナシ〕瓊々。此云「乎」奴儼斗〔等〕母母由羅爾。〔同右〕

。205 訓注瓊々上に瓊響二字なき本は脱したる也。又奴儼等の上に乎字ある本は衍文也。

④瓊、此上通釋據山蔭說補瓊響二字、似是

(24)、往時吾兒有ニ八〔箇〕少女。毎年爲ニ八岐大蛇〔地〕所吞。〔寶劍出現章本書〕

。207 有ニ八少女「一本ともに八箇とあれど、此は天書に以前吾有ニ數子然と云る意にして、八人と限れるならねば箇字なき本に隨へり。

④所見なし

(25)、大己貴此云ニ於褒〔嬬〕娜武智。〔同章第二ノ一書〕

。219 訓注、於褒娜武智「褒下に嬬字ある本、なき本あり。ありてもよまぬ例なれど、今は無本に隨へり。

④褒嬬娜、丹本作保阿那

(26)、其素彥鳴尊斷レ地之劍。今在ニ吉備神部許也。其斬ニ大蛇之地則〔ナシ〕。出雲簸之川上山是也。〔同章第三ノ一書〕

。221 其斬ニ大蛇之地則「此七字、今本になきは脱したるなり。古本には凡て如此あり。

④出雲云々、丹本无之字、山蔭云此上脱文、通證云或曰春日社所藏古本出雲上有其斬大蛇之地則七字

(27)、被可ニ以爲ニ顯見蒼生奥津棄戸將臥之具。〔同章第五ノ一書〕

。225 奥津棄戸云云「奥は奥柳の奥にて、終の果を云。津は奥津、邊津など添云て、之に換る辭、棄戸は下部にて黄泉を

云と同じ。今本に棄戸とあるは、唐書に斷棺棄戸と有に依て、黠智者の改めたる也。尸字は杯とは訓がたし。

⑨ 戸、或當據集解作尸、下同

(28)、皇孫問ニ此美人曰汝誰之女子耶對下曰妾是天神娶ニ大山祇女ニ〔神〕所生兒也。〔天孫降臨章本書〕

264 娶ニ大山祇神女ニ云云ニ女字無本多かり。天神下に、其御名を脱せるならん。

⑩ 神、向本无、山陰云此下恐脱女字

(29)、火闌降此云ニ褒〔能〕湏素里。〔同右〕

264 火闌降命ニ此闌降の字は、訓を借て湏曾利の假字と見べし。闌は欄と通じて、湏曾の假字、降は利の借字なり。此處の一本、齋榮樹を磬境と書る

類もあるを、字義を取て、古今謬説多かり。今此闌降も字義を取ては、字書に、闌衰也。(中略) さて此の細注、今本に褒能湏素里とある、能は衍なり。

⑪ 所見なし

(30)、其矢落下中ニ于天稚彦之高胸坂ニ〔ナシ〕因以立死。此世人所ニ謂返矢可畏ニ之縁也。〔同章第一ノ一書〕

271 高胸坂ニ人の胷は一段高くて、やがて心下窪めれば、高といひ、胸坂とは云る也。大かたの本に、坂字なきは、脱たるなり。記も本紀も共に高胸坂と有。

⑫ 所見なし

(31)、時天照大神勅ニ曰若然者方ニ當降吾兒ニ矣。且將降間。皇孫已生。號ニ曰天津彦彦火瓊瓊杵尊。時勝速日天忍

穗耳尊〔ナシ〕有ニ奏曰欲以此皇孫代降。〔同右〕

275 時有奏曰「此時下に忍穗耳尊の御名なくては、皇孫の奏し給ふになりぬ。按に是は二の尊字を見まがへて寫し脱したるべければ今補へり。」

④所見なし

(32)、是時歸順之酋〔首〕渠者。大物主神。及事代主神乃。合ニ八十萬神於天高市。〔同章第二ノ一書〕

289 歸順之酋渠云云。史記相如傳渠帥。文選、元渠翰云。謂ニ惡逆之首也。酋今本作レ首。吳都賦云、酋渠皆豪帥也とあるを取れるなれば、今本は字の似たるより寫し誤りたるなり。是をひとこのかみと訓たるは、人兄の意と聞ゆ。字に就たる訓なるべし。

④所見なし

(33)、一云警長姫恥恨而唾 泣之。日ニ顯見蒼 生 者。如木〔大字一行〕〔同右〕

298 一云。云云。以下三十六字古本には細字二行にかきたり。言がら必ず然かあるべく見えたり。

④一云云々、乾本改行、玉本一云作一書曰三字

(34)、齋〔主〕。此云ニ伊幡毘〔賦〕。〔同右〕

298 注、齋云云。今本どもに齋主とある、主字は衍なり。

④齋主、山蔭云當削主字

(35)、但一夜而有身。慮ニ有疑者。欲下使衆人皆知。是吾兒并亦。天神能令一夜有娠。亦欲下明汝有ニ靈異之威。子等復有超倫之氣。故。有前日之嘲。辭也。
此云ニ箇歩豆智。老翁此云ニ鳥賦。〔ナシ〕〔同章第五ノ一書〕

307 梶此云云。此註は前章の末に有しが此に紛れ入たる也。但かゝる事前後に多かるを見れば、本つ原本に、其竝に依て此處に注せしも知べからず。此紀は諸家の纂記を其まゝ書記せるのみなれば此類ひ外にも多し。

④所見なし

(36)、其火闌降命即。吾田君小橋君〔ナシ〕等之本祖也。〔海宮遊幸章本書〕

。325 吾田君云々」此地の事は既に^ツ出。姓氏錄、右京神別、阿多御手養^ニ。火闌降命六世孫。薩摩若相樂後也。今本小橋下に君を脱せり。

④所見なし

(37)、因取^{カレテ}其竹^ノ作^テ大目^{オホマア}籠籠^{コライレマンリ}内^ニ彦^{ナシ}。火火出見尊^{ホノナカニ}於^コ籠中^{シツメツ}没^ニ。投^{ウミニ}之^ヲ于海^ニ。〔同章第一ノ一書〕

一書曰〔一云〕。以^ヲ無目^{マナシ}堅間^{カタマ}爲^{シテ}浮木^{ウキニ}。以^{モテ}細繩^{ホソナハ}繫^{ユヒ}着^{ツケテ}〔著〕火火出見尊^{ホノナカニ}而^{シツメキ}沉^メ之^ヲ。〔同章第一ノ一書〕

。329 没^ニ之^ヲ于海^ニ。此没^レ字、他本には投^ニに作れり。又此段より次一書へ、一云とて書連ねたる本多かり。此等皆古本に隨ひつ。

④所見なし

④一云云々、原別行、今從鴨本吉本熱本寮本阪本向本丹本、玉本一云作一書曰、通釋云所謂以下九字恐後人攬入（但し、「籠籠」「堅間」兩表記上の校異、所謂以下十字の小字・大字の表記や位置、等といった事柄に就いて、④に所見なし。）

(38)、皆日^{ミナス}ニ不知^{シラスト}。但赤女^{タビ}有^テ口疾^{マ井コス}不來^{ホトハシケレ}。〔大字一行〕〔同章第二ノ一書〕

。335 亦云口女^{ホトハシケレ}云云。古本は皆細字にかけり。有口疾。

④亦云以下七字、或當小書分注

(39)、兄^ケ則^{ゴトニ}每^ア有^{メカセ}風雨^{エズ}輒^{サキテ}失^{イロトハ}其利^{アヘドモ}弟^ア則^ア雖^ア逢^ア風雨^ア其幸^{ノサキズ}不^{タガハ}レ^ズ。〔同章第三ノ一書〕

。339 其幸不^レレ^ズ。此^レ字、今本等には惑^ニに作れり。今は古本に因^テて改めつ。

④忒、原作惑、據鴨本御本改

(40)、是時^{コトニ}弟^{オトミ}往^イ海濱^{アマノテウミベタニ}。低^{ウラ}〔信〕個愁^{ブレサマヨヒマストキニ}吟時^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}。有川雁^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}嬰^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}繚^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}困^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}厄^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}即起^{カハガリノワナニカ、リテクルシムラミンナハシテ}。〔同右〕

339 低徊「一本、低を作レ但。字書、但低異體とあり。史記孔子世家低回不能去。正通云、低徊歎貌

④所見なし

(41)、弟時出ニ潮滿瓊オトミコトシ玉ヘバ一即兄舉レ手溺困。還出ニ潮涸瓊イロセテヲオホレクシメリマタシ玉ヘバ。則休而平復ヤガテタヒラギス。其後火酢芹命イロセ。〔同右〕

341 弟時出ニ潮滿瓊ヲニ云云」以下休而平復と云迄の廿二字、今本等には其後火酢芹命云云下にあり。今は古本に隨ひつ。近來迄も然かありけん。纂疏本なども皆古本と同じ。

④弟時以下廿二字、原在下文先是上、丹本弟字作云々、今從集解據古本纂疏及講述抄說改

(42)、彦火火出見尊取ニ他アタシ〔ナシ〕婦人フミナラ。爲ニ乳母湯母及飯嚼湯坐シ玉ヲチオモユオモマタイヒカミユエト。〔同右〕

343 取ニ他婦人ニ今本どもに此他字を脱せり。古本又纂疏本等にあるぞよき。

④所見なし

(43)、凡諸部備行以奉養焉スベテモロノトモノヲ、ソナヘオコナヒテヒタシマツリキ。〔干レ時權用ニ他「姫」婦。以レ乳養ニ皇子ニ焉。〕〔同右〕

343 于時權云云」此于字より以下十二字古本無し。今本は後人の傍書の攙入せしなるべし。

④所見なし

(44)、兄火酢芹命得ニ海イロセ〔山〕幸利サチ。弟火折尊得ニ山イロト〔海〕幸利サチ。〔同章第四ノ一書〕

346 海幸利山幸利」此條大かたの本に、兄火酢芹命得ニ山幸利。弟火折尊得ニ海幸利とあるは、後の寫しひがめなり。今は壺井氏の校合本に据て改つ。

④山、水校本作海、海、水校本作山

(45)、神日本磐余彦天皇。諱彦火火出見。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也。母曰ニ玉依姫ニ海童之少〔小〕女也。〔神武天皇即位前紀〕

。359 少女也」此は豐玉姬命、御妹に坐を以て、弟嬢の意を得て書る也。今本少を作レ小誤也。

④小、島本作少、勢イ本作大

。 (46) (48)、昔我天神高皇產靈尊 大日靈尊舉ニ 此豐葦原瑞穗國ニ而授ニ我天祖彥火瓊々杵尊ニ。於是彥(ナシ)火瓊々杵尊
關ニ 天關ニ披ニ雲路ニ駢仙 蹕以戻止。〔同右〕

。 (46) 361 授ニ我天祖彥火瓊々杵尊ニ (上略) 今本於是下に脱レ彥。

④所見なし

。 (47) 361 關ニ天關ニ (ヒラキノイハシラ) 今本關作レ開は誤也。漢籍に運ニ天關ニ。また開ニ天關ニなどあるを取て書る也。

④關、原作開、熱本峯本作關、玉本作闕、今從紀略私記世記集解

。 (48) 361 駢仙蹕」仙今作レ山は誤也。卓氏藻林に、仙蹕天子行導也とあり、茲は追ニ拂御前ニ意也。

④仙、原作山、今從島本峯本及紀略私記舊紀

。 (49) (50)、自天祖降跡ニ以逮ニ于今ニ一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地。猶未レ霑ニ於王澤ニ。遂使ニ邑有レ君村
有レ長各自分レ疆用相凌轢ニ (凌躐)。〔同右〕

。 (49) 364 王澤」王化、惠澤を云。今本王を作レ玉は誤也。

④王、原作玉、今從勢本玉本島本閣本及舊紀

。 (50) 364 凌轢」史記に凌ニ轢宗室ニとあるを取れる也。注に踐踏也とあり。今本轢を作レ躐は誤也。

④凌躐、勢本凌作凌、舊紀凌作陵、玉本及紀略躐作躐

(51)、行至ニ筑紫國菟狹ニ (地名) 菟狹者 (地名) 也。此云ニ宇佐。〔同右〕

。 367 (分註) 菟狹下に地名也とある二字は衍也。古本にはなし。

④菟狹云々分注、勢本在國造上、集解云者地名也私記攬入、通釋削之

(52)、一柱騰宮。此云阿斯毗苦〔苦〕
徒映餓離能瀾〔瀾〕椰。〔同右〕

367 (分註) 今本瀾椰を作レ宮は後人の所爲也。

④瀾椰、原作宮一字、今從集解據古本改

(53)、則盡起ニ属兵。徵ニ之於孔舍衛〔衛〕坂ニ與之會戰。〔同右〕

370 孔舍衛坂」今本衛を衛に作て孔舍衛とするは誤也。必ず草香山の坂ならずてはかなひがたし。即今云暗峠にて、古へ倭より河内にかゝりて、難波へ出る間道なりき。萬葉に、超ニ草香山ニ時歌、直越乃此徑爾師弓。押照哉。難波乃海跡。名附家良思衰。とよめる直越は即近道といふことなり。

④衛、島本作衛、契冲曰疑衛之誤、集解通釋改衛、下同

(54)、有ニ流矢ニ中ニ五瀨命肱ニ〔腰〕。皇師不能進戰。〔同右〕

370 有ニ流矢」記に痛矢串とあるは、痛手などの痛にて、例の勵く云古語也。されど其はたゞ流矢なりける意を挹て、此には如此書りしなり。此矢五瀨命にいかで中りけん。次々の皇子等の、皆幽冥に隠れ給ひけるに合するに、幽玄き謂れある事なるべし。今本肱下に脛の字あるは傍注攬入也。

④脛、集解云傍訓攬入、或衍

(55)、指ニ其樹ニ曰ニ恩如母。因時人〔時人因〕號ニ其地ニ曰ニ母木邑。〔同右〕

371 母木邑」繼體御卷に、河内國母樹鳥飼首と見ゆ。枚岡社記に、母木寺在ニ枚岡下豊浦邑田地。或云今恩智邑者非也。とあり。さて此古傳にかゝる諺をいひよせたる、多くは談辭にして信にはしがたし。されば古本には、曰ニ母木

邑ニ母木此云ニ 餓悶迺奇とあるを、今本には云云訛也とて又一諺とせり。かやうに追々に云かへたるもあるべし。

④ 所見なし

(56)、遂越^{ニテ}狹野^ニ而^レ〔而〕到^{マシテ}熊野神邑^ニ。〔同右〕

374 狹野〔上略〕今本野下に而を脱せり。

④ 而、據熱本玉本峯本及紀略補

(57)、時武甕雷神登謂^ニ高倉下^一〔而〕曰^ク予劍號^ニ曰^ク師靈^ト。〔訓註略〕今當^レ置^ニ汝庫^一〔裏〕。宜取^{ヨクトリテ}而獻^{レト}之天孫^ニ。高倉下^一〔而〕曰^ク。

〔同右〕

376 高倉下曰〔今本下字を脱せり。次なるも又同じ。〕

④ 下、據上文及舊紀勘文古事記補、下同

(58)、于時勅譽^ニ曰^ク臣命^ト曰^ク汝忠而且勇加有能^ニ〔能有〕導^{シルベシツ}之功^ト。〔同右〕

379 有能〔今本能有と下上に寫し誤りたり。〕

④ 能、勢本熱本島本峯本及舊紀在導字上、似是

(59)、故〔又〕於^ニ女坂^一置^ニ女軍^一。男坂置^ニ男軍^一。黑〔墨〕坂置^ニ焠炭^一。其女坂男坂黑〔墨〕坂之號^ハ由^レ此而起^{レリ}也。〔同右〕

383 焠炭〔焠は字書に、火赤貌とあり。熾火を途に置は敵の通路を斷んためなり。此下の其字を今本に具に誤れり。〕

④ 其、原作者具、據熱本玉本島本中本改

(60)、臣竊^{ヤツコミンカニミタメニ}爲^ニ天皇^一憂^{ウレハマツル}之。〔宜〕今當取^ニ天香山埴^一。〔同右〕

384 天皇憂之〔今之下に宜字あるは衍也。〕

④ 宜、集解云衍

(61)、天神子召^{ツノミコメス}汝怡裝^{オライザフ}澁^ワ〔過〕怡^{イザ}裝^ザ澁^ワ〔過〕。〔過音〕。〔同右〕

。390 怡舛過々々々」率參れと云ことを、鳥と云に託て設けたる幼言也。今本に過を過に誤て、下の分注に過音倭と記せる、此三字は私記文の攙入也。

④ 怡舛過、勢本无

(62)、奈何鳥若此惡鳴耶。オトカモカラスノカクアシクネキクト云テ〔壓。此云ニ〕乃彎弓射之。ユミヒキマカナヒテイル〔同右〕

。390 天壓神」(上略)さて今本此下の分注に、壓者飢藹とあるは私記文の攙入也。

④ 此云、原作者一字、玉本作此一字、今從通釋

(63)、九月壬午朔乙巳。納メシテ媛メシテ踏メシテ躡メシテ五十鈴媛命メシテ以爲メシテ正妃メシテ。〔同右〕

。400 朔乙巳」今本乙を作レ巳は誤也。古本又舊事紀共に乙巳とありて廿四日也。

④ 乙、原作巳、今從舊紀

(64)、妍哉ニ此云ニ映奈ニ。理惠(ナシ)夜。〔神武天皇三十一年紀〕

。405 妍哉」今本訓注に、惠を脱せり。以ニ古本ニ補ヘリ。

④ 夜、玉本作賢、恐當據水校本信本作惠夜二字

四

B、本文校訂を試みていない条

(1)、陰神先唱ツノリタマヒテアナニエヤ曰ツノリタマヒテアナニエヤ妍哉可愛少男乎ヲトコヲト便握チトリテ陽神之手ミミラ遂爲夫婦ニミアヒシタマヒテ。生玉ヒキ淡路洲ノヲ。次ニヒルコ蛭兒コ。〔大八洲生成章第十ノ一書〕

。96 生ニ淡路洲ニ云云ニ此は女神の方より諾イザナひ給フサハサひしが不祥フサハサるよしにて、先生ツ給ツふなりければ、淡路洲は淡洲の謬なるべし。上文に先生ツ蛭兒ヲ便載チテ葦船ニ而流之ニ。次生ニ淡洲ヲ、此亦不以充兒數コモミコノカズニイラス。とあると同じ文意なれば也。

④ 路、吉江本及元々集无

(2)、乃吹撥之氣化ニ爲神。號曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。〔四神出生章第六ノ一書〕

112 號曰級長戸邊命云云。此は本曰ニ級長津彦命・級長戸邊命とありしを謬れる也。亦名には非ず。男神と女神と二柱也。

④ 號、玉本元、亦曰、山蔭云當一云誤

(3)、伊弉冉〔冊〕尊。曰。吾夫君尊。何來之晚也。吾已滄泉之竈矣。雖然吾當寢息。請勿視之。〔同右〕

119 雖然吾當寢息。此處語足はず。脫文あるべし。記に、然愛我那勢命。入來坐之事恐。故欲還旦。具與黃泉神相論。莫視我と有。此傳と同じ一書なりければ、此の文も雖然吾且當ニ寢息所見一など有し、三四字を脱しつるにぞあらん。

④ 所見なし

(4)、遂將盪滌身〔之〕所汚乃。興言曰上瀨是太疾。下瀨是太弱。便濯之〔因〕中瀨也。因以生神號曰。八十枉津日神。次將矯其枉。而生神號曰。神直日神。次大直日神。〔同右〕

128 八十枉津日。舊事紀、古事記共に、此下に大禍津日神あり。下一書には、大綾津日神と云り。されば此には大枉津日を脱せる也。

④ 所見なし

(5)、素戔鳴尊。年已長矣。復生八握鬚髯雖然不治天下。常以啼泣恚恨。〔同右〕

131 生ニ八握鬚髯ニ云云。此はたゞ齡の長しく成迄もと云古語にて、畢竟は泣ことの似げなきを、強く聞する文辭なりければ、此に年已長矣と、こりわりたるは中々にわろし。此文は、恐らくは私記註の攬入なるべし。記中卷玉垣宮段に、本牟智別御子の未稚く坐をも、八舉鬚至三于心前。眞事登波佐受。とあると合せて知べし。

⑥ 所見なし

(6)、乃所唾之神號曰。速玉之男。次掃之神號。泉津事解之男。〔同章第十ノ一書〕

141 泉津事解之男」泉津は幽冥にての事なる故に、そへて稱すなり。事解は絶妻解の義にて、此神顯出坐て、上の條に云る女神男神の諍ひ事解て、又睦しくなり給ふよしの稱號なり。即次の守道神、菊理媛神の執成給ふ事どもは、皆此事解神の御心なればなり。號下に曰字を脱せるならん。

⑦ 號、醒本此下有曰字

(7) (9)、是時素戔嗚尊。告曰吾元無惡心。唯欲與姉相見一。爲暫來耳。於是日神。共素戔嗚尊相對而立誓曰。若汝心明淨。不有陵奪之意者。汝所生兒必當男矣。言訖先食其(ナシ)所帶十握劍。生兒號瀛津嶋(神)姫。又食九握劍。生兒號湍津姫。又食八握劍。生兒號田心姫。凡三女神矣。已而素戔嗚尊。以三其頸所嬰五百箇御統之瓊。灌于天渟名井亦名去來之眞名井。而食之乃生兒號。正哉吾勝勝速日天忍骨尊。次天津彦根命。次活津彦根命。次天穗日命。次熊野忍蹈命。凡五男神矣。〔瑞珠盟約章第一ノ一書〕

⑧ 所見なし

(7) 163 唯欲與姉相見云云」此は欲與姉誓而生兒云云、とありつるを省るか漏し、かなり。然らずては、次に汝所生兒必當男矣と詔ふこと、あまりゆくりなく聞ゆ。先此略語より心得おくべし。

⑨ 所見なし

(8) 163 先食其所帶十握劍云云」此條は先其食素戔嗚尊所帶十握劍。と云を省る也。其は上本文に、於是天照大神。乃素取素戔嗚尊十握劍云云。とあると、全同じかゝりなりければ、其に讓て省る也。彼灌於天眞名井、豁然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生。と云ことをさへも皆省きて、たゞ食とのみ云るほどなりければ、素戔嗚尊と稱す御名をも省て、其とは云るなりけり。今世の心にては、其御名なくては、自他の差めなきが如おもふめれど、上代此御誓は、

⑩ 所見なし

省て、其とは云るなりけり。今世の心にては、其御名なくては、自他の差めなきが如おもふめれど、上代此御誓は、

⑪ 所見なし

省て、其とは云るなりけり。今世の心にては、其御名なくては、自他の差めなきが如おもふめれど、上代此御誓は、

⑫ 所見なし

省て、其とは云るなりけり。今世の心にては、其御名なくては、自他の差めなきが如おもふめれど、上代此御誓は、

天照大御神の皇統を傳へて、國の大君を顯出坐神行と固く定りて、古傳、舊辭の常談なりつれば、いかに省きて語るとも、聽誤る人あらざりしまゝに、甚しく省る事もありしなり。彼總論に引つる大祓詞に、云云天降依志奉支。如此久依志奉志四方之國中。大倭日高見之國乎。安國止定奉氏。と云る、かくては磐余彦天皇の天降り給ひしやうなれど、然らざりし事誰しらぬ人もあらざりしから、瓊杵尊より三御代の間の事どもは省る也。今此皇緒も其と同じく、天照大御神の御物實が男子、素戔嗚尊の御物實が女子と、世おしなべて心得たりしから、其物實の主を畧て、彼行粧の方を加へたるにぞある。

⑨所見なし

(9) 164 素戔嗚尊。以_テ其頸所嬰五百箇御統之瓊云云。是又上本文に、素戔嗚尊。乞取天照大神髻髮。及腕所纏八坂瓊之五百箇御統。とあるに讓て省ること、猶上の如し。

⑩所見なし

(10・11)、猿女君遠祖天鈿女命。則手持茅纏之稍立於天石窟戸之前。巧作俳優亦以。天香山之眞坂樹爲髮以蘿。
(訓註) 爲ニ手纏(略註) 而。火處燒覆槽置(略註) 顯神明之憑談(略註)。(宝鏡開始章本書)
 (10) 187 以_テ天香山之眞(坂)樹爲髮。以_レ蘿爲_ニ手纏_ニ而云云。此坂字は衍文也。

⑪所見なし

(11) 188 顯神明之憑談。崇神紀に、神明憑。顯宗紀に、月神着人。天武紀に著神。文選靈光殿賦に、神明依憑などあり。此も顯神明之憑てさる俳優を爲給ふよしにて、顯字は大御神の幽冥に坐に對てそへたる也。かゝれば上の俳優字は此下に屬て手持茅纏之稍云云。顯神明之憑談巧作俳優と有べき文也。

⑫所見なし

(12) 故天照大神謂。素戔嗚尊曰汝猶有黒心。不欲與汝相見乃。入于天石窟而閉著〔閉著〕磐戶焉。〔同章第一ノ一書〕

193 閉著」著字不審、もし籠を誤れるにて閉籠とありけむにや。

⑨ 着、丹本及私記作差

(13) 故則〔即〕以石凝姥爲冶工。採天香山之銅〔金〕。以作日矛。又全剥眞名鹿之皮。以作天羽鞆。〔同右〕

194 爲「冶工」此字に依ときは、かぬちとか、かなだくみとか。綏靖紀に鍛部、天武紀に同。また治工。訓べきなれど、さては石凝姥の職にあらず。次文に以作天羽鞆云云とあるにも合はざれば、今かだしと訓つ。三代實録に、鎔師とあるは錢を鑄るなれど、同じこと也。此は記者の誤か、翻譯の時の謬を傳へたるにも有べし。

⑩ 治、丹本作治

(14・15) 日神曰。吾弟所以上來。非復好意。必欲奪我之〔之我〕國者歟。吾雖婦〔女〕何當避乎乃。躬

裝武備。云云。於是素戔嗚尊誓之曰。吾若懷不善而復上來者。吾今齧〔嚙〕玉生兒必當爲女矣。如此則。可以降女於葦原中國。如有清心。〔者〕必當生男矣。如此則。可使男御天上。且姉之所生亦同此誓。於是日神

先齧〔嚙〕十握劍云云。素戔嗚尊乃輻〔輻〕然解其左髻所纏五百箇〔箇〕統之瓊綸而。瓊響瓊々。濯〔濯〕浮於天渟名井。齧〔嚙〕其瓊端。置之左掌而。生兒。正哉吾勝勝速日天忍穗根尊。〔同章第三ノ一書〕

(14) 203 躬裝武備」此下に云云とて畧るは、本文に背負千箭之鞆とある以下三十字を譲れる也。全同じかりしなるべし。此類前後にも例あり。

⑪ 所見なし

(15) 203 日神先齧十握劍」此は日神、彼素尊の所佩十握劍を嚙給ひて、顯生坐きと云意なれば、其物實は素尊のなり。

上卷なる紛らはしき一書の省き状是と合せて悟るべし。此劍下に云云とて本文生兒已下三十六字を約めたる也。

⑩ 所見なし

(16)、乃〔及〕至^{サケラノミキ}得酒頭各一槽^{フネゴトニ}飲醉而睡^{カシララタレテノミエヒテネレリ}。〔宝劍出現章本書〕

210 頭各一槽」各下に垂入二字を脱せるなるべし。此文にては言足はず。記に毎^ニ船垂^レ入^テ己頭^ガとあるに依て姑く訓つ。

⑪ 各、此下玉本有入字

(17)、故賜^{カレナラタマヒキ}號於^{フタバシラノカミニ}一二神曰稻田宮主神^{イナダノミヤスシノカミト云}。〔同右〕

212 稻田宮主神」熊野宮主とあるべきを、此は稻田姫方^{ガタ}の神なる故に外戚よりは然か云^ヒならし、也。近世釋に稻田を、須賀^{スガ}之舊名なるが故也、と云るは非也。其は稻田姫^メ名を地名より出たりと思ひとれりし惑ひ也。

⑫ 所見なし

(18)、素戔嗚尊。欲^{メサマクオモホシテ}幸奇稻田媛^{コヒタマヘバ}而乞之。〔同章第三ノ一書〕

220 欲幸云云」幸蔡邕獨斷云、御^{シテ}之親愛者曰^{スル}幸^ト。さて此文上に吾兒云云、毎^ニ生爲^ニ八岐大蛇^ル所^レ吞云云と云語どもの有べきを、其文は上と全^{モハシ}同じことなりし故に、省きて引れたる也。

⑬ 所見なし

(19)、初^メ五十猛神天降之時多^{マシ}將樹種^{トキアマタモテコダナクダリマシキ}而下^{サルラズテ}。然^{ウエ}不^レ殖^ニ韓地^ハ。盡^{クモ}以持歸^{チキテ}。遂始自筑紫^{ツクシヨリハジメテ}。凡^{オホ}大八洲國之内莫^ニ不播殖^{ヤシマ}而^ニ成^{オシキ}青山^ヲ焉。所以稱^{カレタヘテ}五十猛命^{マラス}爲^ニ有^{イサラノ}功^{カミトナモ}之神^チ。即紀伊國所坐大神是也^{チニマヌ}。〔同章第四ノ一書〕

223 初^メ五十猛神云云」是より以下は此神の傳也。故^レ以下六十七字を分て、別條とせし本もあり。原然かありけん。

⑭ 所見なし

(20)、是時大己貴神問曰。然則汝是誰耶。對曰吾是汝之幸魂奇魂也。大己貴神曰唯然。廼知汝是吾之幸魂奇魂。今^{イマ}

イヌクニスマントオモフソトヒタマハバ。コタヘ玉ヒキアハスマントオモフヤマトノクニ。ミモロヤマニ。レチミヤツクリテソコニ。マセマツリキ。コレ。此大三輪之神也。此神之子即甘茂欲何處住耶。對曰吾欲住於日本國之三諸山。故即營宮彼處使就而居。此大三輪之神也。此神之子即甘茂君〔等〕。大三輪君等。又姫蹈躡五十鈴姫命。又曰事代主神。化ニ爲八尋熊鰐。通ニ三嶋溝檝姫或云玉櫛姫而生兒。姫蹈躡五十鈴姫命是爲神日本磐余彦火々出見天皇之后也。〔同章第六ノ一書〕

236 此神之子云云」是より地の詞なり。本は細字なりけんを、本行に引直して此彼を誤りし也。文義慥かならず。

⑨ 所見なし

(21)、是時天國玉間ニ其哭聲。則ニ知夫天稚彦已死。乃遣疾風一舉ニ致天。便造喪屋而殯之。即以川鴈爲持頭者。乃〔及〕持帚者。〔註略〕又以雀爲春女。〔註略〕而八日八夜啼哭悲歌。〔天孫降臨章本書〕

249 啼哭悲歌」記に遊也とあるに依りて、歌字を姑く然か訓みたれど、舊事紀に啼哭悲歌舞矣とあるを見れば、此も

歌下に舞矣の二字を脱したる也。古は殯時も音樂ありし事、喪葬令に遊部見え、又允恭紀十二天武紀下五十一持統紀

三葉 同六葉 等に其歌舞見ゆ。

⑩ 所見なし

(22)、是時齋主神號ニ齋之大人。此神今在乎東國檝取之地也。〔同章第二ノ一書〕

285 齋主神號ニ齋之大人」此處は、傍書の攙入ながら本無き事にはあらず。此は經津主命撥平竟てのち、鹿嶋地に御劍御靈と武甕槌御魂とを齋祠り、己命御魂を檝取地に齋鎮て。御代々々位階の一等づ、鹿嶋方の重かる。還昇給ひつれば、此は本

經津主神號ニ齋之大人命とありしが闕て、是時云々以下檝取之地也と云訖の廿二字、紛れ入りたるもの也。故其字ども、上下につゞかずなれるにぞある。後學の人善本を得たらん、思合すべし。さて大人は主にて、主は之大人の約れる言なり。

⑪ 所見なし

(23)、高皇產靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬。及天津磐境。當爲吾孫奉齋焉。〔同右〕

295 宜持天津神籬云云。此に持とあるを以ても、榊枝なる事を知べし。舊事紀に據に、神籬下に、天津磐境の四字あるべし。天津字の二あるを見まがへて寫し脱したるならん。此字あらば兆域とは惑ふべからず。石壇を持給ふ事の有べきかは。

④ 所見なし

(24)、皇孫因立宮殿是焉遊息。〔同右〕

297 立宮殿。舊事紀には、謂此地吉地矣。詔於底津石根宮柱太敷。於高天原榊椽高知而坐矣とあり。此も如此ありしなるを、古へ漢字を居し人々は、古語の失るも事の輕卒になるをも何とも思らざりし故に、省る事の多かる也。

④ 所見なし

(25)、乃遣無名雄雉往候之。此雉降來。因見粟田豆田則留而不返。〔同章第六ノ一書〕

309 遣無名雄雉云云。例の幼談りながら鳩を脱せるならん。舊事本紀云、諸神答曰可遣無名雉亦鳩。因遣無名雉鳩。而往候之。此雉亦鳩降來見粟田豆田。則而不返。是所謂雉頓使。亦豆見落居鳩。是其緣矣とあるやうに、粟田は雉にあたり、豆田は鳩にあたりたればなり。さて田字を不に當たるは粟と豆とに就てなり。萬葉に、苧原と書るたぐひなり。此は恆に芝生蓬生など云る生にて、其物の生る地を云ふこと也。

④ 所見なし

(26)、豐吾(田)津姫恨皇孫不與共言。皇孫憂之乃爲歌之曰。〔憶企都茂幡(下略)〕。〔同右〕

310 爲歌之曰云云」此御歌の此に入たるも又謬也。此憶企都茂幡御歌は、彦火々出見尊の豊玉姫命に賜ひし大御歌なる事、言別に委く辨へつるが如し。かゝれば上文に、於ニ秀起浪穂之上。起ニ八尋殿ニ云云とあるなども、海神宮一書の紛れたるにはあらずか。よく考ふべし。

⑨ 所見なし

(27)、一云高皇産靈尊兒。萬幡姫兒玉依姫命。此神爲ニ天忍骨尊(命)妃。生ニ兒天之杵火火置瀬尊。〔同章第七ノ一書〕

312 一云」例に依に、是より以下は二行の細書なりけん。官本然かあり。

⑩ 一云云々、原改行、今從吉本寮本阪本向本丹本、玉本一云作一書曰、次三項效之

(28)、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶ニ高皇産靈尊之女。天萬栲幡千幡姫爲レ妃而。生兒號天照國照彦火明命。
是尾張連
等遠祖也。〔大字一行〕〔同章第八ノ一書〕

312 天照國照彦火明命」御名義、天照國照は次の天饒石國饒石と一對の稱號、火明は穗赤熟にて、是も稻穂に就たる事皇祖神の例の如し。此神を天忍穗耳尊の長子とする事、三紀共に同じ。記には爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命云々。御ニ合高木神之女。萬幡豊秋津師比賣命生ニ子。天火明命、次日子番能邇々藝命也とあり。是則上に出たる天火明命にして、天香山命御父なる故に、分註に尾張連等遠祖也とは記せる也。此も彦字の下に天を脱したるなるべし。

⑪ 所見なし

(29)、因取ニ其竹作ニ大目鹿籠内ニ彦(ナシ)火火出見尊於籠中ニ没ニ(投)之于海。〔海宮遊幸章第一ノ一書〕

一書曰(一云)。以ニ無目堅間爲ニ浮木。以ニ細繩繫ニ着(著)火火出見尊而没之。〔大字一行〕〔堅間〕〔同右〕

所謂鹿籠是今之竹籠也。

。330 所謂「籠籠云云」此は上一書の籠籠下の分注なるが、此處に紛れたる也。

㊦ 前掲A条の(37) 参照。

(30)、門前井邊樹下。有_ニ一貴客。骨法非常。若_シ從_レ天降者。當_レ有_ニ天垢。從_レ地來者。當_レ有_ニ地垢。實是妙美之虛。
〔虛〕空彦者歟。〔同右〕

。330 虚空彦「虚空日高彦と有べきを省るか、脱せるか。天津日高も空津日高も御壽を賀たる語なる事、鐘響日高見國下に云ひつ。

㊦ 所見なし

(31)、于時海神之女豐玉姬。手持玉鏡。來_ニ將汲水。正_ニ見人影在_ニ於井中。乃仰視之驚而墜_レ鏡。
〔同章第二ノ一書〕

。335 墜_レ鏡云云「驚きたる状をつよくいはんとて墜_レ鏡と云たるを、又破碎不顧而還入など追々に語そへける也。此鏡字も腕の誤なるか。

㊦ 所見なし

(32)、踉蹌之「之」鈎此云_ニ湏々能美賦。〔賦〕。〔同章第三ノ一書〕

。344 注踉蹌下の之字は衍なるべし。一編の意は上に准ふべし。談辭各異なれど、本義に取ては妨る事もなし。

㊦ 之、鴨本吉本寮本阪本无、當衍能、通釋削之、似是

(33)、一云置_ニ兒於波瀲者非也。豐玉姬命自抱而去。
〔同章第四ノ一書〕

。351 一云云云「本は二行細字なりけらし。

㊦ 一云云々、原改行、今從吉本寮本阪本向本

(34)、聞喧擾之警焉此_三、
左_ナ柳_リ〔柳〕寛利奈離_一。〔神武天皇即位前紀〕

376 左柳寛利奈離」此訓注心得がたし。記に、伊多玖佐夜藝帝阿琉那理とある琉を、今本には理に誤て、阿理那理と訓たり。されば此も利は流を誤りたる歟。

④所見なし

五

先ず、A条として掲げた六十四事例に関わる事柄から述べよう。これら『道別』の本文校訂の実態・実質を示す事例に就いて、之を(一)『日本書紀』古本(『類聚国史』『日本書紀纂疏』『旧事本紀』等のそれを含む。)に随ったもの(一類)、(二)当該条の解釈を主とし、それに随ったもの(二類)〈但し、この(二)には、(一)の要素を含むものもある。〉、というように、二類に分ちて考えることが出来よう。いま、それら六十四事例を、上記(一)(二)の二類に各々分ちて整理して示すと、凡そ次のようになる。

一類……………(1)(2)(4)(5)(9)(10)(13)(14)(15)(17)(18)(20)(22)(26)(33)(37)(38)(39)(41)(42)(43)(44)

(51)(55)(63)(64)の二十六事例

二類……………(3)(6)(7)(8)(11)(12)(16)(19)(21)(23)(24)(25)(27)(28)(29)(30)(31)(32)(34)(35)(36)(40)

(45)(46)(47)(48)(49)(50)(52)(53)(54)(56)(57)(58)(59)(60)(61)(62)の三十八事例

之に依ってみれば、事例数の点では、一類に属するものよりも、二類に属するものの方が遙かに多いこと、即ち『道別』の本文校訂は、古本に依るものよりも、文意解釈に依るものの方が卓越することを知りうる。これは、『道別』の本文校訂の性格が、総体的にみて、客観的なものというよりも主観的、なお言えば、恣意的なものという傾向を示しているよう。而して、一類二十六事例のうち、(13)(15)の二事例は、『旧事本紀』に基づき、(2)(4)(5)の三事例は、守部自身が閲覧した『日本書紀』古本ではなく、曾繁の著『國史草木攷』所載の奈良朝の『日本書紀』残闕本に拠るも

の、というように、それらは、孰れも、本文校訂の素材・典拠としては、聊か疑問をさし挿まらずには居られぬ事例であろう。尤も『日本書紀』の本文を校訂する際に、『旧事本紀』は、一応参考になるにはなるが、『道別』では同書を正しいものと決めつけて、之を以て『日本書紀』の本文校訂を行なっている。このこと自体が既に問題なのである。又、曾繁の著作に見る奈良朝の『日本書紀』残闕本を、直ちに奈良朝のものとして断定しているのも、これ又、問題であろう。

こうしてみれば、上記の(2)(4)(5)(13)(15)の五事例の校訂に就いては、古本を典拠として為されている訳ではあるが、孰れも上述の如く、必ずしも確かな根拠を有するものではない。従って、それら五事例は、内容的にみて、二類三十八事例の場合同様に、当該箇処のあるべき意味・内容の解釈を重視して本文校訂が試みられているとみてよいのである。更に、一類に属する二十六事例から上記五事例を除く二十一事例の場合に就いて考えてみるに、それらが皆古本に依るものとされてはいるが、その古本とても、一体如何なる系統に属するものか、如何なる由来を有するものか、全く記す傍が無いのである（尤も『道別』自体、如何なる古本を底本としていたかも分明でないのである）。こうした系統・由来・性格、等々が、必ずしも明確とは

言い難い古本に依拠して『道別』の本文は校訂されている訳であり、上記二十一事例中、例えば、(18)の場合に就いて眺めてみると、「時泉守道者白トキニヨモツチモリカミマラシツラクアリノリマスコト。有レ言マラシキト矣。曰マラシキト吾與レ汝ニミキ已生レ國ナドカモサラニモトメ玉フソムコトヲ矣。奈何更求アハバシレ生テ乎。吾則當マモル下留ズトレ此國ベカラトモヒカスレ一護部分。」という具合である。茲では特に「護」の字（傍○印）の補入が注目されるけれど、之に続く同事例に就いての説明条には、『旧事本紀』重視の立場から、同書の稿本に所見される「時泉守道者ニヨモツチモリノカミ云云、吾則當下留レ此國ニ一護レ可ニ共去ニ。」との記事に依り、「書紀も本は然かありけんかし」ともあって、その所説自体、自家撞着に陥っていることが判るのである。

一体に守部は、「大かた何事の上も簡古コトスクナなる上古の傳へは、此に漏レたるが彼に遺り、彼に漏レたるが是に傳はれるを拾ひ集て、考へ合する外ぞなき。即此紀に一書をあまた引れたるも此故なり。世に古事記を愛て日本紀を厭サひ、記紀のみ

を信て舊事紀等を貶むる類の偏固の學者はたゞ其書に僻して道を索る人にはあらざるなり。(226)」と述べて、『旧事本紀』をも痛く尊び、『旧事紀直日』を著わしていること周知のところであるが、この『旧事本紀』のほかにも、『新撰姓氏録』にも古への本辞が正しく遺されていると説くのである。即ち、それは、神武天皇即位前紀の「出_レ自_二井中_一光而有_レ尾」なる条に就いて「記生_レ尾人自_レ井出來其井有_レ光とありて、有_レ尾などたやすげに云るは、皆たゞ談辭也。凡て如此國神と告て子孫を記せしは、上の椎根津彥命、菟狹津彥命などの如く、皆貴き神等也。姓氏録云、吉野連加彌比加尼命之後也。神武天皇行_ニ幸吉野_一到_ニ神瀨_一遣_レ人汲_レ水。使者還曰。有_ニ井光女_一。天皇召問之。汝誰人答曰。臣是自_レ天降來白雲別神之女也。名曰_ニ豐御富_一。天皇即名_ニ水光姫_一。今吉野連所_レ祭水光神是也。と云り。是等は古への本辭を搜得て記せし正傳也。今此紀の凡ての事を皆如此狀に記されなば、後世惑ふ人もあらじをと思ふにも彼孝徳天智朝のならばこそ、うたゝ慨たけれ。(382)」と述べると共に、その章段の大意を「彼熊野より宇智郡を経て、宇陀へ到り坐しつれば、いまだ吉野を御覽さゞりし故此度其山を見んとて巡幸しけり。そこで、見巡らし給ふに、豫て天降して待まし、加彌比加尼命、また白雲別神之御女等顯出で奉仕り、又少し進み給ふに天磐排別神の子大國栖御魂神、御食津神、御子阿陀比賣命なども出て奉仕れり。天皇其神等を率て宇陀高倉山に涉て國望せさせ給ひ、又丹生川上に登まして天神地祇を敬祭給ふ。是前日の御守護の賽し也と云のみの事を、さまざま談辭附そへてかくはつたへ來つるにぞありける。(384)」と説明して、そこに『新撰姓氏録』所見の加彌比加尼命や白雲別神、更には『神名式』所見の大國栖御魂神や阿陀比賣命をも登場させていることから知られるのである。このように守部は、『旧事本紀』や『新撰姓氏録』、更には『神名式』の所伝中に、古への本辞が正しく伝えられているとみているのである。併し、その本辞の正伝なるもの、所詮は守部自身、そう信じているだけのものではないのである。それは、兎も角として、先に指摘した如く、『道別』の本文校訂は、事例数の面で、古本に依るものよりも、意味内容の解釈、即ち文意解釈に依るものが多いので、総体的にみた場

合、客観的なものというよりも、主観的、なお言え、恣意的なものという印象が強いのである。とは言え、『道別』の本文校訂と新訂増補国史大系本『日本書紀』の本文校訂と全く合致する事例が、前掲六十四事例中、(27)(39)(41)(47)(48)(49)(52)(59)(63)の九事例(約一四〇)あり、そのうち(27)(47)(48)(49)(52)(59)の六事例は、文意解釈に依るもので、之を以てしても、守部の文意解釈に基づく校訂の卓越さを知りうるのである。更に、こうした文意解釈に依る数多の校訂事例中、前掲(3)のそれ杯は、新訂増補国史大系本『日本書紀』の頭註にも引用掲記されている程である。従って件の事例(3)杯は、守部の文意解釈を主として試みられている数多の校訂中、卓絶した、極めて傾聴に値するものとして大いに注目されてよいと思う。

六

次に、B条三十四事例に関する事柄に就いて述べよう。これら三十四事例は、その殆ど(4)(21)(23)(24)(25)の五事例が各々『旧事本紀』に依って所述されているのみが、意味内容の上から検討されたもので、そこには、『日本書紀』古本に拠った旨を記す条を全く見出しえないのである。茲に、件の三十四事例をして既述のA条の事例たらしめえず、別言すれば、本文を校訂せしめえず、飽く迄も、B条の事例に止めしめている理由の一斑が象徴的に示されているようにも思えるのである。孰れにしても、そのように、B条の三十四事例に於いて、『日本書紀』古本に拠った旨を記す条を全く見出しえぬ点で、件のB条が、既述のA条と著しく相違していることを、先ず指摘しておきたい。そして、それら三十四事例に就いての各々の所述の中には、概ね妥当と考えられるものも多数存する(例えば、(25)や(26)の所述、特に(26)杯のそれは、卓説と言える)が、そのまゝでは容易に承認し難いものも亦、数多見受けられるのである。例えば、(1)の「生淡路洲ニ云々」に就いて掲げた所述には、一瞥するに、これと言った問題がないようにも思えるけれど、それに続く「此外にも、淡路と淡嶋と互に謬れる事これかれ見ゆ。上三十八葉左、以テ淡路洲ニ爲レ胞ト意所不快故名之曰淡路洲」とある分註も、淡洲下にあるべきなり。是皆淡め憎むてふ談辭なりければ、神

の御上にはかけて見べからず。さてかく有情の物と非情の物とを、一に生給ふと云世々の疑も、こたび一時に解たる、吾が神祕五箇條の勳功なるかも。(96)「云々という、誇らしげな、自信に満ちた所述には、聊か問題があり、之にそのまゝ、賛意を表することは出来ないのである。何となれば、そこに「上二十八葉左」云々とあるのは、同書(『道別』)の大八洲生成章本書の「陽神曰吾身亦有雄元之處。思欲以吾身元處合汝身之元處。於是陰陽始構成爲夫婦。及至產時先以淡路洲爲胞。意所不快故名淡路洲。廼生大日本。日本此云耶麻。豐秋津洲。次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生億岐洲與佐度洲。世人或有雙生者象此也。次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是始起大八洲國之號焉。即對馬嶋壹岐嶋。及處小嶋皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。」とある部分を指す訳であるが、そこには、淡洲の記述がない許りか、それに、その「意所不快故名淡路洲」なる分註(之を國史大系本「日本書紀」では、分註)が、「淡洲の下」にあるべきだとして、いるけれど、件の分註中に所見されるのは、決して淡洲でなく、淡路洲なのであって、その所説自体に扞格矛盾を孕んでいることを認めざるをえないからである。

このように、B条に関する『道別』の各所述を個分的に眺めると、そこには、種々の疑問点乃至問題点が見出される訳である。そこで、茲では、それら三十四事例を、その内容・形式両面より左記の如く分類整理して総括的に把握し、以て『道別』の文献批判研究のあり方・あり様の実質・実態の一端を具体的に明らかにしてみようと思う。

(イ)脱字・脱文(省略)に関わるもの……………(3)(4)(6)(7)(8)(9)(14)(15)(16)(18)(21)(23)(24)(25)(28)(30)の十六事例

これを細分して

(イ)¹意識的なもの……………(7)(8)(9)(14)(15)(18)(24)(30)の八事例

(イ)²無意識的な(不注意・過誤による)もの……………(3)(4)(6)(7)(16)(21)(23)(25)(28)(30)の十事例

(ロ)文字・語句・文章の衍乃至相異に関わるもの……………(1)(2)(5)(10)(11)(12)(13)(17)(22)(29)(30)(31)(32)
(34)の十四事例

(イ)記載体例の相異に関わるもの……………(19)(20)(26)(27)(29)(33)の六事例

之に依ってみれば、事例数の上で一番多いのは、(イ)であり、以下、(ロ)↓(イ)の順となる。茲では、事例数の最も多い(イ)のうち、特に(イ)¹の意識的な脱字・脱文(省略)に就いて取り上げてみようと思う。というのは、後述する如く、この(イ)¹に、守部の文献批判研究のあり方・あり様の実質・実態が比較的能く示されていて、而も、そのことを客観的に把握しうるからである。件の(イ)¹は、上記の如く八事例存するが、そのうち、(7)(30)の二事例は、或いは(イ)²の不注意・過誤による脱字・脱文(省略)かとも、守部自らが述べている。つまり、彼自身、件の(7)(30)の二事例に就いて、それらが果して(イ)であるか、それとも(イ)²であるか、の判断に苦しみ迷っていて、その孰れか一方に決し兼ねているのである。そして、そうした(7)(30)の二事例を除く(8)(9)(14)(15)(18)(24)の六事例中、(14)(15)の二事例には、意識して文章を途中で切って省略したことを示す「云々」の用語が見られるけれど、それ以外の四事例(8)(9)(18)(24)には、そうした用語が見られない。守部の説く如く、それら六事例が共に意識的に省略されたものであるならば、何故に(14)(15)の二事例のみに「云々」の用語があり、他余の(8)(9)(18)(24)の四事例に「云々」の用語がないのか、その辺のことに就いては、『道別』に何らの説明も為されていない。こうした点にも、守部の解釈は、一貫性に欠け、全く主観的であり、なお言えば、恣意的でさへある、と評されても仕方のない面を有つものである。そこで、こうした事柄を、件の「云々」なる省略用語の検討を通して、いま尠しく立入って説明してみようと思う。

凡そ、『道別』の叙述対象範囲、即ち神代・神武両紀には、連続した文章を途中で切って省略する際に用いられる語辞「云々」が、既掲(14)(15)の二事例を含めて都合十三事例所見される。ところで、この十三事例の「云々」に就い

て、『道別』では一体如何なる注釈が加えられているであろうか。いま、煩を厭わずに、その事例（引文中の傍線付加部分）と、それに関わる所述の全てを掲記しておこう。

①、故素戔嗚尊妬害姉田。春則廢渠槽。及埋溝。毀畔。又重播種子。秋則挿籤。伏馬。凡此惡事曾無息時。

雖然日神不愠恆以平恕相容焉。云云。至於日神閉居于天石窟也。〔宝鏡開始章第三ノ一書〕

②、既揭（14）参照

③、既揭（15）参照

④、葦原中國者。磐根木株。草葉猶能言語。夜者若燦火而喧響之。畫者如五月蠅而沸騰之云云。時高皇產靈尊勅

曰。昔遣天稚彥於葦原中國。至今所以久不來者〔天孫降臨章第六ノ一書〕

。所述ナシ

⑤、故復遣無名雌雉。此鳥下來。爲天稚彥所射。中其矢而上報云云。是時高皇產靈尊乃用眞床覆衾。

。所述ナシ

⑥、故稱此神曰天國饒石彥火瓊瓊杵根尊。于時降到之處者呼曰日向襲之高千穗添山峯矣。及其遊行之時也

云云。到于吾田笠狹之碕。遂登長屋之竹嶋。乃巡覽其地者。彼有人焉。名曰事勝國勝長狹。〔同右〕

。所述ナシ

⑦、天孫又問曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿而手玉玲瓏織紵之少女者是誰之子女耶。答曰大山祇神之女

等。大號磐長姬。少號木花開耶姬。亦號豐吾田津。皇孫因幸豐吾田津。則一夜而有身。皇孫疑之

。所述ナシ

。所述ナシ

云云。遂生ニ火酢芹命。〔同右〕

○⑦ 所述ナシ

○⑧ 所述ナシ

○⑨、弟已失ニ鉤於海中。無レ因ニ訪獲。故別作ニ新鉤數千。與之兄怒不受。急ニ責故鉤。云云。是時弟往ニ海濱。〔海

宮遊幸章第三ノ一書〕

○ 所述ナシ

○⑩⑪、兄火酢芹命得ニ海幸利。弟火折尊得ニ山幸利。云云。弟愁吟 在ニ海濱。時 遇ニ鹽筒老翁。老翁問曰。何故愁若此乎。火折尊對曰云云。老翁曰ニ勿復憂吾將計之。計曰。海神所乘駿馬者。八尋鱔也。〔同章第四ノ一書〕

○⑩ 所述ナシ

○⑪ 所述ナシ

○⑫、海神見之乃。知ニ是天神之孫。益加崇敬云云。海神召ニ赤女口女。問之時。口女自レ口出鉤以奉焉。〔同右〕

○ 所述ナシ

○⑬、豐玉姬大來。當產時。請皇孫曰云云。皇孫不從。豐玉姬大恨之曰。不ニ用吾言。令我屈辱。〔同右〕

○ 所述ナシ

これら①～⑬の十三事例の「云々」のうち、そこに、如何なる内容の文章、或いは章句が省略されているかを具体的に説明しているのは、実に既掲(14)②、(15)③の二事例あるのみで、①にいたっては、この「云々」を省略用語とみていないのである。そこで、既掲(14)(15)の二事例にみる所説が果して妥当なものであるか否かを検討してみよう。

先ず、(14)の「云々」に就いて、守部は「本文に背負^ニ千箭之鞞」とある以下二十字を譲れる也。」と述べている訳であるから、当該章の本書に「始素戔嗚尊昇^レ天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健使之然也。天照大神。素知^ニ其神暴惡^一。至^ニ聞來詣之狀^一。乃勃然而驚曰。吾弟之來。豈以善意乎。謂當有奪國之志歟。夫父母既任^ニ諸子^一。各有^ニ其境^一。如何棄^ニ置當就之國^一。而敢^ニ窺窺此處^一乎。乃。結^レ髮爲^レ髻。縛^レ裳爲^レ袴。便以^ニ八坂瓊之五百箇御統^一。略^レ纏^ニ其髻髮^一。及腕^一。又脊負^ニ千箭之鞞^一。略^レ與^ニ五百箭之鞞^一。略^レ臂^ニ著^ニ稜威之高鞞^一。略^レ振^ニ起弓彌^一。急^ニ握劔柄^一。蹈^ニ堅庭^一。而陷股^一。若^ニ沫雪^一以^レ整散。略^レ奮^ニ稜威之雄誥^一。略^レ發^ニ稜威之噴讓^一。略^レ而徑詰問焉。」とある、傍線部分が、それに相当する部分ということになる。併し乍ら、件の(14)の「云々」が如何なる内容の文章、或いは章句を省略したものであるかを、善く善く検討してみると、そうした本書の傍線部分よりも、寧ろ同章の第一ノ一書に「日神本知^ニ素戔嗚尊^一有^ニ武健陵^レ物之意^一。及其上至便謂弟所以來者。非^ニ是善意^一。必當奪^レ我高天原乃。設^ニ丈夫武備^一。躬帶^ニ十握劔^一。九握劔。八握劔。又背負^レ鞞。又臂^ニ著^ニ稜威高鞞^一。手捉^ニ弓箭^一。親迎陽禦。」とある傍線部分の方により近似するものであることが分かる。即ち(14)の「云々」部分を内蔵する宝鏡開始章第三ノ一書には、㊦、天照大神の名は見られず、日神の名が見られること。そして、これと同じものを瑞珠盟約章に於いて確認しうるのは、第一ノ一書と第三ノ一書だけであること。㊧、(14)の「云々」部分を内蔵する宝鏡開始章第三ノ一書の傍波線A部分相当の内容を有する条は、上引の瑞珠盟約章の本書及び第一ノ一書に所見されること。但し、その宝鏡開始章第三ノ一書の傍波線A部分に「躬裝武備」とある「武備」なる表現は、瑞珠盟約章にあっては、本書に見られず、第一ノ一書にのみ見られること。㊨、(14)の「云々」部分を内蔵する宝鏡開始章第三ノ一書に於けると同様に、御子出生の物實たる「十握劔」をば、男神・女神間で交換したものでなく、日神御躬らのものとするのは、瑞珠盟約章の第一ノ一書と第三ノ一書だけに所見されることである。

以上の㊦㊧の事柄を総合的に眺めみるならば、(14)の「云々」部分に省略されている文章、或いは章句の内容は、守部が指摘する如く瑞珠盟約章本書の傍線部分(三十字)よりも、同章第一ノ一書の傍線部分(十四字)により近似するものと考定しえよう。従って、守部の(14)の「云々」に関する所述には、容易に従えないのである。

次に(15)の「云々」に就いて、守部は「此劍下に云云とて本文生兒已下三十六字を約めたる也。」と述べているが、果して、これは妥当なものと言えるであろうか。そこで、天照大神ないし日神の御子出生の条を見てみると、瑞珠盟約章本書に「天照大神。乃素取素彥鳴尊十握劍打折爲三段。濯於天真名井。喆然咀嚼。」(訓註)而吹棄氣噴之狹霧

(略註)所生神號曰田心姫。次湍津姫。次市杵嶋姫。凡三女矣。とあり、同章第一ノ一書に「日神(中略)食其所帶十握劍。生兒號瀛津嶋姫。又食九握劍。生兒號湍津姫。又食八握劍。生兒號田心姫。凡三女神矣。」とあり、同章第二ノ一書に「天照大神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井。嚙斷瓊端而。吹出氣噴之中化生神號市杵嶋姫命。是居于遠瀛者也。又嚙斷瓊中而。吹出氣噴之中化生神號田心姫命。是居于中瀛者也。又嚙斷瓊尾而。吹出氣噴之中化生神號湍津姫命。是居于海濱者也。凡三女神。」とあり、そして同章第三ノ一書に「日神先食其十握劍。化生兒瀛津姫命。亦名市杵嶋姫命。又食九握劍。化生兒湍津姫命。又食八握劍。化生兒田霧姫命。」とある。

之に依り、『道別』の(15)の「云々」に就いての「生兒已下三十六字」なる所述に該当するものは全く見当らぬところが理會されよう。況して、そこに謂う「本文」に相当するであろうと思われる宝鏡開始章本書には、天照大神ないし日神の御子出生の記事が全く見当らないのである。仮に、この「本文」を瑞珠盟約章本書のことと考えても、同本書には、それに該当する条が存在しないのである。唯、強いて挙げれば、瑞珠盟約章第一ノ一書の「生兒已下三十四字」

(前引文傍点)が、それに最も近い内容を有つ文章である、ということだけは言える。斯様に考えることに依り、件の(15)

の「云々」部分並びに前述の(14)の「云々」部分の文章内容が、共通して瑞珠盟約章第一ノ一書の各々の相当部分のそれに最も近似しているということ、それらの指摘の妥当性が、相互に保証され合っていると見えよう。従って、この『道別』に見る攸の、(15)の「云々」に就いての所述も、既述の(14)の「云々」に就いてのそれと同様に、妥当なものでないことが能く知られるのである。

尚、ことの序に、前掲①②③の十三事例の「云々」のうち、既述の(14)②③、(15)③④の二事例を除く十一事例に就いての私見をも併せて開陳しておこう(以下に引用する「日本書紀」の本文は、上述の(14)及び(15)と異なり、直接、守部)。

①の「云々」に就いて

他余の諸書(本書及び諸一書以下同様)に於ける対応条を記すと、宝鏡開始章本書に「素戔嗚尊。春則重播種子。(訓註)且毀其

畔。(訓註)秋則放天斑駒。使伏田中。復見天照大神當新嘗時。則陰放戻於新宮。又見天照大神方織神衣居齋

服殿。則剥天斑駒。穿殿豊而投納。是時天照大神驚動。以梭傷身。由此發愠。乃入于天石窟。閉磐戸而幽居

焉。」とあり、同章第一ノ一書に「稚日女尊坐于齋服殿。而織神之御服也。素戔嗚尊見之。則逆剥斑駒投入之殿

内。稚日女尊乃驚而墮機。以所持梭傷體而神退矣。故天照大神謂素戔嗚尊曰。汝猶有黒心。不欲與汝相見。

乃入于天石窟而閉着磐戸焉。」とあり、同章第二ノ一書に「素戔嗚尊。春則填渠毀畔。又秋穀已成。則冒以絡

繩。且日神居織殿時。則生剥斑駒納其殿内。凡此諸事盡是無狀。雖然日神恩親之意。不愠不恨皆以平心容

焉。及至日神當新嘗之時。素戔嗚尊則於新宮御席之下。陰自送糞。日神不知徑坐席上。由是日神舉體不平。故

以悲恨。迺居于天石窟閉其磐戸」とあるように、件の「云々」の見える第三ノ一書には、素戔嗚尊の日神に対する

諸々の乱行のうち、農事に関するものが記されており、これが同章では、本書と第二ノ一書に記されているものの、第

一ノ一書に記されていないこと。又、件の「云々」の見える第三ノ一書には、日神が登場するものの、天照大神は登場

せず、この点で、件の第三ノ一書と共通するのは、本書や第一ノ一書でなく第二ノ一書であること。更に、件の「云々」の見える第三ノ一書に依れば、日神は、己に對する素戔鳴尊の農事に関する妨害に「凡此惡事會無息時。雖然日神不愠。恆以平恕相容焉。」として許容されたけれど、その後、日神は、己に對する素戔鳴尊の何らかの許容し難い乱行に依って、遂に恚恨を抑え兼ねて天石窟へ閉居されたというのである。その傍。印部分に相当する条は、本書や第一ノ一書には見られず、第二ノ一書に「凡此諸事盡は無狀。雖然日神恩親之意。不愠不恨皆以平心容焉。」と見られるのみであること。

以上に依って、①の省略用語「云々」部分の文章内容は、第二ノ一書の傍波線部分に相当するものであろうことが推察されるのである。

④の「云々」に就いて

この省略部分に相当するのは、同章本書に「皇祖高皇產靈尊。特鐘憐愛以崇養焉。遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主。然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木成能言語。故高皇產靈尊召集八十諸神（以下、天穗日命、その子大背飯三熊之大人、天稚彦の葦原中國への派遣記事あり）」とあり、同章第一ノ一書に「天照大神勅天稚彦曰。豐葦原中國。是吾兒可王之地也。然慮有殘賊強暴橫惡之神者。故汝先往平之。乃賜天鹿兒弓及天眞鹿兒矢遣之。天稚彦受勅來降。（中略）天照大神。以思兼神妹萬幡豐秋津媛命。配正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊爲妃令降之於葦原中國。是時勝速日天忍穗耳尊。立于天浮橋而臨睨之曰。彼地未平矣。不須也。頗傾也凶目杵之國歟。乃更還登。具陳不降之狀。故天照大神復遣武甕槌神及經津主神。」とある、二条のみである。ところで、件の「云々」を内蔵する同章第六ノ一書の文章では、(イ)、降臨神瓊瓊杵尊の降臨を司令するのは、天照大神でなく高皇產靈尊であること。(ロ)、葦原中國の荒蕪騷擾たる状態を伝える条（前掲④の傍波線部分）は、降臨することが予定されていた忍穗耳尊の降臨に際してのも

のではなく、実際に降臨したとされる瓊瓊杵尊の降臨に際してのものであること。そして、この第六ノ一書に伝える(イ)口の記述内容に合致するのは、本書であり、第一ノ一書でないこと。従って、件の④の「云々」部分に省略されている文章内容は、同章の第一ノ一書の相当部分でなく、本書の相当部分により近似するもの、ということになるのである。こうして、④の「云々」部分には、同章本書に記す攸の、天穗日命、その子大背飯三熊之大人、そして天稚彦の葦原中国への鎮撫平定の為の派遣記事が省略されているであろうことが推測されるのである。

⑤の「云々」に就いて

この省略用語「云々」部分の前後の文意をみてみるに、高皇産霊尊は、天稚彦を派遣して葦原中国の鎮撫平定の任に就かしめるが、天稚彦は、その于役を全うしなかつたので、その後亦、同神(高皇産霊尊)は、無名雄雉と無名雌雉とを遣わすこととなり、前者は天稚彦の場合同様、その任を果さず、後者は却って天稚彦に射殺されて了うというのが、「云々」以前の内容である。そして、高皇産霊尊の司令に依り、瓊瓊杵尊が降臨するというのが、「云々」以降の内容である。ところで、任を果さぬ天稚彦の許へ遣わされたキジに就いて、本書では「無名雉」、第一ノ一書では「雉」となっており、又、このキジを派遣せしめたのは、本書では高皇産霊尊、第一ノ一書では天照大神となっており、更に又、降臨神に降臨を司令したのは、本書では高皇産霊尊、第一ノ一書では天照大神となっており、⑤の「云々」を内蔵する第六ノ一書に合致するのは、第一ノ一書でなく、本書であることが分かる。従って、件の⑤の「云々」部分には、第一ノ一書よりも本書に近似する内容を有つ文章(天稚彦の葬儀、経津主・武甕槌両神の葦原中国への派遣、大己貴神の帰順及び国譲、等に関する事柄を主内容とする文章)が省略されているであろうことを推定しうるのである。

⑥の「云々」に就いて

この省略用語「云々」部分には、降臨神瓊瓊杵(根)尊ら一行が、日向襲之高千穂添山峯に降り到り、そこから遊行

されて、吾田笠狭之御碕^③を經、聽て長屋之竹島に登られるという条にあって、とくに「添山峯」から「吾田笠狭之御碕」に至るまでの情況乃至情態を伝える文章が省略されている訳である。勿論、それは、瓊瓊杵(根)尊と事勝國勝長狭との邂逅以前の事柄でなければならぬ。そこで、それに相当するとみられる条文を諸書より摘記すれば、本書に「皇孫乃離天磐座。(訓註)且排分天八重雲。稜威之道別道別而天降於日向襲之高千穗峯矣。既而皇孫遊行之狀也者。則自穗日二上天浮橋。立於浮渚在平處。(訓註)而齊完之空國自頓丘覓國行去。(略註)到於吾田長屋笠狭之碕矣。其地有二人。自號事勝國勝長狭。」とあり、第二ノ一書に「天津彦火瓊瓊杵尊降於日向樓日高千穗之峯。而齊完胸副國自頓丘覓國行去。立於浮渚在平地。乃召國主事勝國勝長狭而訪之。」とあり、そして、第四ノ一書に「高皇產靈尊以眞床覆衾。裹天津彦國光彦火瓊瓊杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命(中略)而立天孫之前遊行降來。到於日向襲之高千穗穗日二上峯。天浮橋而立於浮渚在之平地。齊完空國自頓丘覓國行去。到於吾田長屋笠狭之御碕。時彼處有一神。名曰事勝國勝長狭。」とある。而して件の⑥の「云々」を内蔵する第六ノ一書に所見される①⑤の各用語が、それら本書・第二ノ一書・第四ノ一書の諸書に、各々如何ように存するかをみると、本書に①⑤の五例、第二ノ一書に①の一例、第四ノ一書に①③④⑤の四例となつて、本書に最も多く有することが分かる。従つて、件の⑥の「云々」を内蔵する第六ノ一書の当該条は、内容的にみて、第二ノ一書や第四ノ一書よりも、本書に最も近似するものであることが知られる。こうして、件の⑥の「云々」部分には、前掲本書の傍波線部分のような文章が省略されているであろうことを推考しうるのである。

⑦の「云々」に就いて

この「云々」部分の直前に、長狭は、その「所住之國」を天孫に奉呈すると共に、女の名を問う天孫に、それが大山祇神の女であることを明かすという意の文章があり、そして、件の「云々」部分の直後に、皇孫が、その豊吾田津姫を

幸すという意の文章がある。

以上の「云々」部分を中に挿む、その直前・直後の文章内容に相応するものを諸書の中より求索すると、同章本書に「其地有_二一人_一。自號_三事勝國勝長狹_一。皇孫問曰。國在耶以下。對曰。此焉有_レ國。請任意遊之。故皇孫就而留住。時彼國有_二美人_一。名曰_三鹿葦津姬_一。亦名神吾田津姬。亦名木花之開耶姬。皇孫問_三此美人_一曰。汝誰之女子耶。對曰。妾是天祇娶_三大山祇神_一所生兒也。皇孫因而幸之。」とあり、第二ノ一書に「天津彥火瓊瓊杵尊（中略）召_三國主事勝國勝長狹_一而訪之。對曰。是有_レ國也。取捨隨_レ勅。時皇孫因立_三宮殿_一。是焉遊息。後遊_三幸海濱_一見_二一美人_一。皇孫問曰。汝是誰之子耶。對曰。妾是大山祇神之子。名神吾田鹿葦津姬。亦名木花開耶姬。因白。亦吾姉磐長姬在。皇孫曰。吾欲_三以_レ汝爲_レ妻_一。如之何。對曰。妾父大山祇神在。請以垂問。皇孫因謂_三大山祇神_一曰。吾見_三汝之女子_一。欲_三以爲_レ妻_一。於是大山祇神乃使_三二女_一持_三百机飲食_一奉進。時皇孫謂_三姉爲_レ醜_一。不御而罷。妹有_二國色_一引而幸之。」とあるのみである。件の「云々」部分を内蔵する第六ノ一書の傍線①部分に略々相応すると考えられる条は、本書にも、第二ノ一書にも見受けられるけれど、傍線②部分に相応する条は、本書にも第二ノ一書にも見受けられない（本書と第二ノ一書では、第六ノ一書の場合と異なり、吾田津姬の出自と名）。そして、傍線③部分に相当する条は、本書にも第二ノ一書にも見受けられる。これだけでは、本書と第二ノ一書のうち、孰れが、件の⑦の「云々」を内蔵する第六ノ一書の当該部分に、より近似する内容を有つものであるかを判然とさせえない。併し、鹿葦津姬の皇孫に依えて語る言葉の中に、大山祇神の女達には、姉磐長姬と妹豊吾田津姬とが居るとするのは、本書でなく第二ノ一書なのである。従って、この点を重視するならば、⑦の「云々」部分を中に挿む、その前後の部分の文意に比較的近似するのは、本書の相当部分でなく、第二ノ一書のそれである、ということになる。ところが、第六ノ一書に見る豊吾田津姬の名と、第二ノ一書に見る神吾田鹿葦津姬の名とが全く合致しているとは言えず、この点では、本書の分註に鹿葦津姬の亦名として神吾田津姬の名が見られることからして、第六ノ一書と本書とが内容的に全

疎遠の關係にあるものでもないことを知りえよう。又、第六ノ一書には、先にも指摘したように、本書や第二ノ一書に所見されぬ攸の、傍線②部分の「天孫又問曰。其於秀起浪穗之上起ニ八尋殿ニ而手玉玲瓏織紵之少女者是誰之子女耶。(事勝國勝長狹) 答曰。大山祇神之女等。」云々杯という、守部自身も指摘しているように、それに後続する「憶企都茂幡。陞爾幡譽戾耐母。」云々なる歌の詞章と共に、どちらかと言えば、茲の天孫降臨章よりも、それに後出する海宮遊幸章に相応しい特異な記事が見られる。従つて、件の⑦の「云々」部分には、一応、本書の相当部分よりも第二ノ一書の相当部分(前引文中の傍波線部分)に近似する内容の記事が省略されているであろうことを推定しうるけれど、その省略記事は、単にそうした内容に止まらず、他の記述要素をも多分に含み有つものと観なければならぬであろう。

⑧の「云々」に就いて

この「云々」部分を中に挿み、その直前に、皇孫が豊吾田津姫を幸して一夜で娠まし、之を皇孫が疑つたという記事があり、その直後に、豊吾田津姫が遂に火酢芹命、火折尊(彦火火出見尊)の二子を生み、自らの誓約を驗しいものとし、之を以て、その所生子が「皇孫之胤」であること実なりとし、それに尚も豊吾田津姫は、皇孫を恨みて「與共言ひまつら」ざる状態であつたという記事がある。こうした文意から判じて、件の「云々」部分には、豊吾田津姫が己を疑う皇孫に対して、己の身の証しを立てる為に、何らかの誓約を試みたことを誌す記事が省略されていることを知りうるのである。それでは豊吾田津姫は、己の身の潔白を証明すべく、一体如何なる誓約を試みたのであろうか。そこで、斯様な事柄を示す記事の全てを諸書に求めると、本書に「皇孫因而幸之。即一夜而有娠。皇孫未信之曰。雖復天神何能一夜之間令レ人有娠乎。汝所レ懷者必非ニ我子ニ歟。故鹿葦津姫忿恨。乃作ニ無戸室ニ入レ居其内ニ。而誓之曰。妾所娠。若非ニ天孫之胤ニ必當蠲滅。如實天孫之胤火不能レ害。即放レ火燒レ室。始起烟末生出之兒。號ニ火闌降命。(註略)次避レ熱而居生出之兒號ニ彦火火出見尊。次生出之兒號ニ火明命。(註略)凡三子矣。」とあり、第二ノ一書に「皇孫(中略)引而幸之。則

一夜有身。(中略)是後神吾田鹿葦津姬見_ニ皇孫_一曰。妾孕_ニ天孫之子_一。不可_ニ私以生_一也。皇孫曰。雖_ニ復天神之子_一如何一夜使_レ人娠乎。抑非_ニ吾之兒_一歟。木花開耶姬甚以慙恨。乃作_ニ無戸室_一而誓之曰。吾所娠。是若他神之子者。必不幸矣。是實天孫之子者。必當全生。則入_ニ其室中_一以_レ火焚_レ室。于_レ時焰初起時共生_レ兒號_ニ火酢芹命_一。次火盛時生_レ兒號_ニ火明命_一。次生_レ兒號_ニ彥火火出見尊_一。亦號火折尊。」とあり、そして第五ノ一書に「吾田鹿葦津姬。則一夜有身。遂生_ニ四子_一。故吾田鹿葦津姬抱_レ子而來進曰。天神之子寧可_ニ以私養_一乎。故告_レ狀知聞。是時天孫。見_ニ其子等_一嘲之曰。妍哉。吾皇子者聞喜而生之歟。故吾田鹿葦津姬乃慍之曰。何爲嘲_レ妾乎。天孫曰。心疑之矣。故嘲之。何則雖_ニ復天神之子_一。豈能一夜之間使_レ人有身者哉。固非_ニ我子_一矣。是以吾田鹿葦津姬益恨。作_ニ無戸室_一入_ニ居其内_一誓之曰。妾所娠若非_ニ天神之胤_一者必亡。是若天神之胤者無_ニ所害_一。則放_レ火焚_レ室。其火初明時躡誥出兒自言。吾是天神之子。名火明命。吾父何處坐耶。次火盛時躡誥出兒亦言。吾是天神之子。名火進命。吾父及兄何處在耶。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處在耶。次避_ニ火熱_一時躡誥出兒亦言。吾是天神之子。名彥火火出見尊。吾父及兄等何處在耶。然後母吾田鹿葦津姬。自_ニ火燼中_一出來就而稱之曰。妾所生兒及妾身自當_ニ火難_一無_レ所_ニ少損_一。天孫豈見之乎。報曰。我知_ニ本是吾兒_一。但一夜而有身。慮_レ有_ニ疑者_一。欲_レ使衆人_ト皆知_ニ是吾兒_一。并亦天神能令_ニ一夜_ト有娠_一亦欲_レ明_レ汝有_ニ靈異之威_一。子等復有_ニ超_レ倫之氣_ト。故有_ニ前日之嘲辭_一也。」とある。これら諸書の各相当条に依って、件の⑧の「云々」部分には、豊吾田津姫自らが無戸室を作り、そして、その中に入り、そこで無事に分娩することが出来るならば、その所生子は正しく皇孫の胤であるとの誓いを立て、事実、そうした結果を得たという内容の記事が省略されていることを知りうるのである。それでは、それら諸書の記事中、孰れが件の⑧の「云々」部分の記事として相応しいかと言うに、第五ノ一書の場合は、とくに、その傍波線部分の如き記事が、⑧の「云々」部分を内蔵する第六ノ一書に見られぬので、この一書を除いて考えてよいであろう。とすれば、残余の本書と第二ノ一書の孰れかということになるが、その孰れを以て妥

当と考うべきか、容易に決めえないのである。これはやはり、前述の如く、件の第六ノ一書には、豊吾田津姫が皇孫の子を無事出生した後に、尚、皇孫を恨んで「不與共言」云々という記事があることからみて、件の⑧の「云々」部分には、本書と第二ノ一書の各相当部分の如き内容を有つ記事の他に、更にそれらと異なる内容をも併せ有つ記事が省略されているとみられるのである。

⑧の「云々」に就いて

この「云々」部分の直前には、弟が兄より借りた釣鉤を海に喪失して、之を兄に返却することが出来なくなったので、別に新鉤を数千作って、之を返却したところ、兄は怒ってそれを受け取らず、故鉤を急責もとのちつたという意の記事がある。そして、その直後には、(求める所を知らずして、すっかり途方に暮れた)弟は、海辺に往き、但うなだれめぐれへさまよ徘徊り愁吟うたという意の記事がある。それでは、件の「云々」部分には、一体如何なる内容の記事が省略されていると考うべきであろうか。尤も、件の「云々」部分に、上記の括弧内部分の如き内容の文章を補うだけでも、件の「云々」部分を中に挿んだ、その先後の文意には中断がなく、しっくり繋がることは繋がるようにも思えるのである。念のため、茲で、他余の諸書の相当部分を見てみると、本書に「各不レ得レ其利。兄悔之乃還レ弟弓箭。而乞レ己釣鉤。弟時既失レ兄鉤。無レ由レ訪覓。故別作レ新鉤與レ兄。兄不レ肯受レ而責レ其故鉤。弟患之。即以レ其横刀レ鍛レ作新鉤。盛レ一箕而與之。兄忿之曰。非レ我故鉤。雖レ多不レ取。益復急責。故彦火火出見尊憂甚深。行吟レ海畔。」とあり、第一ノ一書に「時兄弟欲レ互易レ其幸。故兄持レ弟之幸弓。入レ山覓レ獸。終不レ見レ獸之乾迹。弟持レ兄之幸鉤。入レ海釣レ魚。殊無レ所レ獲。遂失レ其鉤。是時兄還レ弟弓矢。而責レ己鉤。弟患之。乃以レ所帶横刀レ作レ鉤。盛レ一箕與レ兄。兄不レ受曰。猶欲レ得レ吾之幸鉤。於是彦火火出見尊不レ知レ所レ求。但有レ憂吟。乃行至レ海邊。彷徨嗟嘆。」とある。ところで、この本書と第一ノ一書の両記事のうち、上記の「云々」部分を含み有つ第三ノ一書と同様に、弟が新鉤を作って、之をその兄に返却せんとしたが、兄はそれを受

け取らなかつたとする、その後の記事に於いて、怒イカル、不受ウケズ、故鈎モトノチ、急責セメハタルなる語辞が見られるのは、本書だけであつて、第一ノ一書には、それら語辞のうち、不受ウケズしか見られないのである。従つて、この点から、件の⑩の「云々」部分の中に挿む、その先後の文章が、その内容と表現に於いて、最も近似するのは、第一ノ一書でなく本書であることを確認しうるのである。而して、茲で問題としている⑩の「云々」部分の直前・直後の文章「兄怒不受。急責故鈎云々。是時弟往海濱。但徊愁吟。」と、上に明らかにしたように、この文意に最も近似する本書の相当部分の文章（前引文傍波線部分）とを改めて見較べてみると、それら両者の内容は略々等しく、取り分け、件の「云々」部分に文章を補つて解釈しなくとも、「云々」の先後の文意は、略々通ずることが理會せられるのである。とすれば、先に件の「云々」部分に、第一ノ一書の相当部分に所見される「彦火火出見尊不知所求」云々なる文章を参照し、之を括弧付きにして、仮に補つて解釈してみたけれど、件の第一ノ一書の文章よりも、本書のそのの方が、⑩の「云々」部分を含み有つ第三ノ一書のそれに近似することを明らかにしえた以上、敢えてそうした第一ノ一書の相当部分に所見されるような文言を補入して解釈することもなからう。茲に、件の「云々」に就いて、新訂増補国史大系本頭註に「云々、玉本作云々」とあることが重みを以て想起せられるのである。つまり、この⑩の「云々」は、上述してきたような事例や、又、後述するような事例と異なり、省略用語としてのそれではなく、上文を収める語辞「云爾」の誤写と解すべきものである。

⑩の「云々」に就いて

この「云々」部分の直前には、兄火酢芹命が山幸利を得、弟火折尊が海幸利を得るといふ記事のみがあり、その直後には、弟が愁吟して海浜に在ます時に、塩筒老翁に遭遇するといふ記事がある。一体に、この⑩の「云々」を含み有つ第四ノ一書の当該部分は、既にA条を検討した際に、守部自身も、「此條大かたの本に、兄火酢芹命得山幸利。弟火折尊得海幸利」とあるは、後の寫しひがめなり。今は壺井氏の校合本に据て改つ。」と言つて、その本文校訂を試みて

いる旨を指摘したが、之は当条たる第四ノ一書自体の記述内容からしても、妥当な所述と言わねばならない。

扱、件の⑩の「云々」部分には、一体如何なる文章が省略されていると考えられるかというに、之に就いては、既に触れた⑨の「云々」の場合と、所在箇処の点で略々重複するので、茲では、一々他余の諸書の文章を引用せずに、それらの大意のみを摘記するに止めておく。

凡そ、件の「云々」部分に相当するとみられる文章を、他余の諸書の各相当部分から推考してみると、兄弟が各々の幸を交換することと、弟が兄より借りた鈎を海中に喪失して了って、之を兄に返却しえなくなり、その為に、弟が兄に「故鈎」を返却すべく責めはたられたこととを内容とする文章ということになる。但し、それが本書、第一ノ一書、そして第三ノ一書の各相当部分の孰れの文章により近似するものであるかを明らかにすることは出来ないのである。

⑩の「云々」に就いて

この⑩の「云々」部分の直前には、海辺を愁吟さまよえる弟火折尊が、塩筒老翁に遭遇し、老翁から、その愁吟さまよえる所以を問われたことに対して、それに応えるという記事があり、その直後には、件の老翁が火折尊に対し、「憂へることはない、吾計らん」と語ったという記事がある。従って、件の「云々」部分には、火折尊の老翁への返答、而も、その愁えていることの所以を陳述するそれが省略されているということになる。こうしたことを充分に踏まえた上で、他余の諸書の各相当条を眺めみるならば、本書に「時逢鹽土老翁。老翁問曰。何故在此愁乎。對以事之本末。老翁曰。勿復憂。吾當爲汝計之。乃作無目籠。」とある「以事之本末」、或いは第一ノ一書に「時有一長老。忽然而至。自稱鹽土老翁。乃問之曰。君是誰者。何故患於此處乎。彦火火出見尊具言其事。老翁即取囊中玄櫛。投地則化成五百箇竹林。因取其竹作大目籠。」とある「具言其事」扱に相当する記事が、それに当たると考えられるのである。而して、⑩の「云々」部分を含み有つ第四ノ一書には、塩筒老翁自身の「勿復憂。吾將計之。」という発言が見

られ、これに相当する語句が、本書には見られ(傍○部分)こそすれ、第一ノ一書には見られぬこと。それに、件の⑩の「云々」部分の直前に「火折尊對曰」とあって、そこに「曰」という動詞が存すること、等々より判じて、件の⑪の「云々」部分には、第一ノ一書所見の「具言其事」よりも、本書所見の「以事之本末」に近似する記事が省略されているとみてよいのである。

⑫の「云々」に就いて

この「云々」部分の直前には、海神が、その宮処に火折尊を請じ入れ、その挙措動作を覩て、それが天孫であることを知り、益々崇敬の度を加えられたという記事があり、その直後には、海神が赤女口女を召して、鉤のことを問い、その結果、火折尊が故の鉤を入手するを得たという記事がある。之に依れば、件の「云々」部分には、火折尊が海神の許へ尋ね行くに至った経緯、中に就き、兄の鉤を喪失し、それを捜し求めんが為のものであったことを語る記事が省略されていることを知りうるのである。いま、そうした内容をもつ記事をば、諸書の各相当条に求索すると、本書に「海神於是鋪設八重席薦以延内之。坐定。因問其來意。時彦火火出見尊對以情之委曲。海神乃集大小之魚遍問之。僉曰。不識。唯赤女。赤女。鯛魚名也。比有口疾而不來。固召之探其口者。果得失鉤。」とあり、第二ノ一書に「時父神聞而奇之。乃設八重席迎入。坐定。因問來意。對以情之委曲。時海神便起憐心盡召鱸廣鱸狹而問之。皆曰。不知。但赤女有口疾不來。亦云。口女有口疾。即急召至。採其口者。所失之針鉤立得。」とある二条のみということになり、⑫の「云々」部分には、本書、或いは第二ノ一書の各傍波線部分の如き記事が省略されているであろうことが推定されるのである。而して、⑫の「云々」を含み有つ第四ノ一書では、赤女(赤鯛)でなく、口女(鯔魚)が、その口より例の鉤を出し奉ったということになっているので、この点を重視すれば、それら両書(本書と第二ノ一書)のうち、本書よりも第二ノ一書の方が、内容的には第四ノ一書に近似するものがあると言える。従って、⑫の「云々」部分

にも、本書の傍波線部分よりも第二ノ一書の傍波線部分の如き記事が省略されていると解してよいのではないかと思う。
⑬の「云々」に就いて

この「云々」部分の直前には、豊玉姫が皇孫の前に現われて、その子を産まんとする時に、皇孫に何らかのことを請うて語ったという記事があり、その直後には、皇孫が、その請われた言葉に随わなかつたので、豊玉姫が、皇孫を大いに恨んで、自分の言葉に随わずして、自分を辱しめたという記事がある。之に依れば、件の「云々」部分には、豊玉姫の皇孫に請うた言葉を示す記事が省略されていることになる。一体、それが如何なるものであるかを諸書の各相当条に窺ってみると、本書に「豊玉姫果如_三前期_二將_三其女弟玉依姫_二直冒_三風波_二來_三到海邊_二。速_三臨產時_二請_三曰。妾_二產時幸勿_三以_二看_三之_二。天孫猶不_レ能_レ忍。竊往_三覘_二之_一。豐玉姫方產化_レ爲龍_一。而甚慙之曰。如有_レ不_レ辱_レ我者。則使_三海陸相通_二。永無_三隔絶_一。今既辱之。將何以結_三親昵之情_二乎_一。」とあり、第一ノ一書に「豊玉姫果如_三其言_二來至_一。謂_三火火出見尊_二曰。妾_二今夜當產_一。請勿臨_三之_二。火火出見尊不_レ聽。猶以_レ櫛燃_レ火視_レ之。時豊玉姫化_レ爲八尋大熊罥_一。匍匐透_レ地。遂以_レ見辱_レ爲_レ恨。則徑歸_三海郷_二。」とあり、そして第三ノ一書に「豊玉姫自馭_三大龜_二。將_三女弟玉依姫_二光_レ海來到_一。時孕月已滿。產期方急。由_レ此不_レ待_三葺合_二徑入居焉_一。已而從容謂_三天孫_二曰。妾_二方產_一。請勿臨_三之_二。天孫心恠_三其言_二竊覘_レ之_一。則化_レ爲八尋大熊罥_一。而知_三天孫視其私屏_二。深懷_三慙恨_一。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎_一。」とある。而して、これら三書の記す攸を仔細に比較対照してみるならば、それら三書の所述は、細かい点で、各々内容を異にしているが、問題の、豊玉姫が皇孫(天孫)に請うて語った言葉の部分(前引諸書の各傍波線部分)には、「妾」「産」「勿」「臨(看)」の文字が共通して所見される。従つて、⑬の「云々」部分にも、「妾産んとす、勿臨(看)ましそ」ということを基本内容とする記事が省略されているとみてよいのである。とは言え、件の「云々」部分の省略記事が、本書、第一ノ一書、そして第三ノ一書の各相当部分の孰れに最も近似するものであるかを明らかにすることは出来ないのである。

以上、『道別』が叙述対象範囲とする神代・神武両紀所見の十三事例の「云々」のうち（但し、件の「云々」は既述の如くは所見さ、神代紀のみに所見され、神武紀に
 はない。）同書で、その所述を試みているのは、(14)(15)、即ち②③の「云々」の二事例のみであり、そして、これらも決して十全なものとは言えないのである。つまり、守部は、②の「云々」に就いて、之が瑞珠盟約章本書の三十字分を省略したものとするけれど、それよりも、同章第一ノ一書の十四字分の如き記事が省略されていると考うべきであること。又、③の「云々」に就いて、守部は、それが宝鏡開始章本書の三十六字分を省略したものとするけれど、当該章には、③の「云々」部分に相当する条を見出しえないので、この所説をそのまま容認する訳にはゆかないのである。件の③の「云々」部分の省略記事に就いて、強いて挙げれば、瑞珠盟約章第一ノ一書の三十四字が、それに最も近似するものと見做しえよう。

こうして『道別』には、①②③の十三事例の「云々」のうち、具体的な所述を試みているのは、僅か②③の二事例あるのみであり、而も、その二事例の所述にしても、決して、各章の本書・各一書間の記事内容を緻密周到に比較分析してのものでないことを容易に知りうるのである。斯様な次第で、之が機縁となり、それら①②③の十三事例の「云々」に就き、各々の事例を如何ように考えたらよいか、別言すれば、それらの事例に、各々如何なる内容の記事が省略されているか、と謂った事柄を改めて検討し直してみた訳である。いま、その検討結果を分かり易く表の形に纏めて揭示しておくこととする。

① 二云々通 番号	二云々を含み有つ一書	二云々部分に最も近似すると考えられる記事内容を含み有つ諸書	橘 守部説 私 説
① 宝鏡開始章第三ノ一書	省略用語ト見ズ	宝鏡開始章第二ノ一書	

⑬	海宮遊幸章第四ノ一書	所述ナシ	(海宮遊幸章第一ノ一書 海宮遊幸章第二ノ一書 海宮遊幸章第三ノ一書) の孰れか不明
⑫	海宮遊幸章第四ノ一書	所述ナシ	海宮遊幸章第二ノ一書
⑪	海宮遊幸章第四ノ一書	所述ナシ	海宮遊幸章本書
⑩	海宮遊幸章第四ノ一書	所述ナシ	(海宮遊幸章第一ノ一書 海宮遊幸章第二ノ一書) の孰れか不明
⑨	海宮遊幸章第三ノ一書	所述ナシ	「云々」でなく「云爾」の誤写
⑧	天孫降臨章第六ノ一書	所述ナシ	(天孫降臨章本書 天孫降臨章第二ノ一書) 他
⑦	天孫降臨章第六ノ一書	所述ナシ	(天孫降臨章第二ノ一書) 他
⑥	天孫降臨章第六ノ一書	所述ナシ	天孫降臨章本書
⑤	天孫降臨章第六ノ一書	所述ナシ	天孫降臨章本書
④	天孫降臨章第六ノ一書	所述ナシ	天孫降臨章本書
③	宝鏡開始章第三ノ一書	宝鏡開始章本書	瑞珠盟約章第一ノ一書
②	宝鏡開始章第三ノ一書	瑞珠盟約章本書	瑞珠盟約章第一ノ一書

〔備考〕

私説欄の⑩とは、各章の本書並びに各一書以外の何らかの記録資料を示す。

以上、守部の神典解釈の要訣が如何なく顕現發揮されている『道別』の文献批判研究のあり方・あり様の実態・実質に就いて、A、本文校訂を試みている条と、B、本文校訂を試みしていない条との各関係記事の具体的検討を通して論明してきたが、之に依って『長歌』『短歌』『文章』の三撰格（孰れも天保三年の改稿）、『萬葉集緊要』（天保十二年成立）、杯の作物からも窺知される、その持前の「客観的に判断可能な一定の規矩準繩を価値基準として重視する精神態度」（鈴木暎一氏「橘守部」一四七頁〈人物叢書〉）、面とは裏腹に、それが、必ずしも嚴格適正にして緻密周到なものでないことを裏付けしえたように思う。従って、その勝れて幽玄深奥なる意味を神典に見出した、創始特見に富む、その思辨的若しくは哲学的合理的な解釈も、その基底を支える文献批判研究のあり方・あり様が上述した如きものであることを念慮するならば、所詮、それが、学問的に如何なる価値を有するものであるかは、こと改めて喋々する迄もなかうと思う。茲に、守部に後出し、神代巻に記す攸の殆んどを、掛けまくも畏き神代から神々に依って語り継がれ、言い伝えられてきた所謂神語に基拠するものと堅く信じて毫も疑わぬ点に於いて、守部と略々同じ立場を信受奉行し乍らも、神代巻に記す所伝のうち、理性を以て納得し難い箇條には、幼児の為にする「稚言談辞」や、天・黄泉の二界を相撮ねた「幽（神）」杯と謂う神典解釈上の鍵鑰たる根本概念を設けて、その判釈を試みた守部一家独特の仕方に対して「私説を牽強る」以外の何物でもないとする鈴木重胤の国学史上に於ける拠って立つ一つの基盤が存した（拙文「鈴木重胤の神典研究」『維新前後國學の諸問題』所収に於ける）とも言えるのである。

（平成元年七月二十九日成稿）